

平成 18 事務年度主要行等向け監督方針について

「平成 18 事務年度主要行等向け監督方針」の位置付け

主要行等を取り巻く情勢の変化

法律改正及び施行
 ・改正銀行法による銀行代理業制度の導入（本年 4 月）
 ・改正銀行法及び金融商品取引法による顧客保護規定の充実・強化
 「情報セキュリティに関する検討会」の実施（本年 3 月～ 6 月）など金融犯罪防止に向けた対策の強化等のための取組み
 日本銀行によるゼロ金利政策の解除などの金融環境の変化
 平成 19 年 3 月期からのバーゼル（新しい自己資本比率規制）の実施

監督方針策定の位置付け

主要行等向けの総合的な監督指針の策定
 主要行向けの監督事務に関し、以下のものを体系的に整理
 基本的考え方
 監督上の評価項目
 事務処理上の留意点
 監督方針の策定
 主要行等を取り巻く情勢の変化を踏まえて、引き続き検査部局と連携しつつ、下記の 3 点を重点事項として、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的に遂行する。

重点事項

1. 利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

主要行等は、取扱金融商品の多様化やフィージネスの拡大など、様々な取組みを行っている。このような取組みの中で利用者保護や顧客の利便性が軽視されないよう、以下の点を重点的に監督する。

説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化
 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底
 システムリスク管理態勢の適切性の確保
 業務運営における独占禁止法等の関係法令等遵守の徹底
 借り手のニーズに対応した審査・融資管理態勢の整備
 銀行代理業者の適切な業務運営の確保
 仕組債等の組成・販売に係る業務の適切性の確保

監督に当たっては、金融サービス利用者相談室等からの情報を積極的に活用する。

2. リスク管理の高度化等

金融機関の自主的・持続的取組みにより、金融機関の財務の健全性が確保されるためには、適切なリスク管理が行われることが重要である。このため、バーゼルの実施に向けた取組みや主要行等の業務の拡大に伴うリスクの多様化に対応した、リスク管理の高度化のための取組みが行われているかについて、以下の点を重点的に監督する。

バーゼル への対応
 最低所要自己資本比率の算出
 金融機関の自己管理と監督上の検証
 市場規律の活用
 運用資産の多様化等によるリスクの多様化への対応
 自己資本の質の向上

3. 金融の国際化等への対応

金融の国際化等に対応して、主要行等においては、コングロマリット化や海外業務の拡大が進展している。このような取組みは収益の拡大につながる一方で、本部の目が十分に届かなくなる恐れがあり、適切な業務管理が行われているかについて、以下の点を重点的に監督する。

金融コングロマリットに対する監督
 海外業務に係る業務管理

平成 18 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針について

「平成 18 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」の基本的考え方

中小・地域金融機関を取り巻く現状認識

新アクションプログラムに沿った地域密着型金融の取組みの継続
(取組みは総じて着実に進捗している一方、「利用者の利便性向上」、「事業再生・中小企業金融の円滑化」などの取組みは不十分であるとの評価が見られることに留意し、引き続き推進。)

金融機関における利用者保護の確保の必要性の増大
(金融商品取引法等による顧客保護規定の充実・強化、偽造キャッシュカード問題等の金融犯罪防止 等)

経済環境等の変化に伴うリスク管理態勢等の充実・強化への対応
(日銀ゼロ金利政策の解除、バーゼル 実施 等)

基本的考え方

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に則し、引き続き厳正で実効性ある監督行政を効率的・効果的に遂行する。監督にあたっては、以下の点に留意する。

金融機関の業務運営に関する自主的な努力の尊重
金融機関との十分な意思疎通の確保
検査部局との連携強化
金融庁と財務局等の連携強化

重点事項

自己責任の下、経営陣のリーダーシップにより、内部管理態勢の強化、適切な経営管理がなされているかに留意して監督する。

1. 地域の利用者保護ルール徹底と利便性の向上

金融情勢の変化に伴って利用者が不測の損害を被るおそれがあることや不祥事件の多発等にかんがみ、利用者保護の観点から適切な監督を実施する。また、地域密着型金融の取組みの中でも、「利便性向上」に係る取組みについて、不十分との評価が見られることを踏まえ、各種取組みの進捗状況のフォローアップを行う。

説明態勢及び相談苦情処理機能の充実
法令等遵守(コンプライアンス)
金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底
顧客情報の管理態勢の確立
システム管理態勢の適切性の確保

2. 事業再生・中小企業金融の円滑化

各金融機関は、自ら策定した「地域密着型金融推進計画」に沿って各種施策に取り組み、それらの取組みは総じて着実に進捗。他方、「事業再生への取組み」や「担保・保証に過度に依存しない融資等」などについては、なお不十分との評価が見られることから、一層の推進が求められるところ、引き続き進捗状況のフォローアップを行う。

事業再生への取組み
担保・保証に過度に依存しない融資等

3. リスク管理の高度化等

リスク管理態勢の充実・強化等に取り組み、預金者等の信頼を得ることが地域密着型金融の推進には不可欠。また、複雑なリスク特性を有する資産運用の拡大傾向や新たな金利・市場動向にかんがみ、適切なリスク管理がなされているか監督する。

資産査定、信用リスク管理の信頼性確保
市場リスク管理態勢の整備
バーゼル への対応
(適切な情報開示、Tier 1 中心の自己資本等)

主要行の平成19年3月期決算状況(単体) <速報ベース>

(単位:億円、%)

	実質 業務純益	不良債権 処分損	株式等関係損益		経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)			不良債権 比率 (対総与信)	
			売却損益	償却			うち株式	うち要管理 債権		うち破綻 懸念先以下				
みずほ銀行	4,515	655	1,650	186	1,836	1,791	2,063	3,806	4,466	12.12%	5,902	2,443	3,458	1.57%
みずほコーポレート銀行	3,069	623	305	1,763	1,458	3,136	3,231	17,872	19,443	15.22% *	5,127	2,195	2,931	1.51%
みずほ信託銀行	861	202	188	200	12	798	688	1,891	2,189	15.60% *	1,439	622	817	3.42%
みずほ計	8,446	233	1,157	2,149	3,306	5,725	5,982	23,569	26,098	14.00%	12,468	5,260	7,207	1.65%
三菱東京UFJ銀行	9,008	393	939	1,285	346	8,362	6,731	23,840	22,308	13.12% *	11,623	4,746	6,877	1.44%
三菱UFJ信託銀行	2,743	17	146	216	70	2,784	2,116	6,862	6,518	12.85% *	1,686	876	809	1.62%
MUFJ計	11,752	410	1,085	1,500	415	11,146	8,847	30,702	28,826	13.09%	13,309	5,623	7,686	1.47%
三井住友銀行	7,406	899	111	497	386	5,733	3,157	18,329	19,787	13.45% *	7,387	3,297	4,090	1.21%
りそな銀行	2,631	621	657	723	66	2,849	5,469	3,050	3,261	9.64%	5,050	2,119	2,932	2.65%
中央三井信託銀行	1,510	298	147	212	65	1,353	1,074	3,678	4,302	11.83%	1,444	828	615	1.71%
住友信託銀行	1,759	405	51	96	45	1,346	818	4,957	5,065	12.30% *	1,176	526	650	0.97%
9行計	33,504	2,867	894	5,178	4,284	28,151	25,347	84,285	87,341	13.08%	40,833	17,653	23,180	1.53%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行合計の推移

14年3月期(13行計)	41,519	77,154	15,929	872	16,802	48,585	34,540	13,914	12,922	10.79%	268,017	113,515	154,502	8.42%
15年3月期(11行計)	39,066	48,969	31,964	11,285	20,679	44,167	44,125	5,514	12,358	9.43%	202,442	115,014	87,428	7.23%
16年3月期(11行計)	38,921	34,709	6,841	8,802	1,961	2,588	4,061	28,278	30,619	11.13%	136,163	69,522	66,641	5.18%
17年3月期(11行計)	38,097	20,063	1,040	7,424	8,464	5,852	5,751	33,577	34,894	11.64%	74,095	27,393	46,702	2.93%
18年3月期(9行計)	37,277	2,336	4,524	5,675	1,151	31,694	30,246	70,347	77,563	12.18%	46,303	22,512	23,790	1.79%

(注1) *印は国際基準行。

(注2) 三菱東京UFJ銀行及び中央三井信託銀行における実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、その他有価証券評価損益には、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(注3) 三菱東京UFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。

(注4) 14年3月期における実質業務純益及び不良債権処分損については旧東海銀行を、不良債権残高及び不良債権比率については旧わかしお銀行を含む計数。

(注5) 不良債権処分損及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損失を表す。

(注6) 自己資本比率は、19年3月期よりパーゼルに基づき算出。

主要行の破綻懸念先以下債権の状況 (兆円、%) [速報値]

12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
12.7	(4.4) → 8.3 (34.9%)	(1.7) → 6.6 (48.1%)	(1.9) → 4.7 (63.3%)	(1.3) → 3.4 (73.4%)	(2.2) → 1.2 (90.8%)	(0.3) → 0.9 (93.2%)	(0.5) → 0.4 (96.9%)	(0.1) → 0.3 (97.9%)	(0.2) → 0.1 (99.1%)	(0.0) → 0.1 (99.3%)	(0.0) → 0.1 (99.5%)	(0.0) → 0.0 (99.6%)	(0.0) → 0.0 (99.7%) (0.0) (99.9%)
(新規発生)	3.4	(0.8) → 2.6 (24.0%)	(0.7) → 1.9 (45.3%)	(0.6) → 1.2 (63.6%)	(0.7) → 0.5 (83.9%)	(0.2) → 0.4 (89.0%)	(0.2) → 0.2 (95.2%)	(0.0) → 0.1 (96.4%)	(0.0) → 0.1 (97.9%)	(0.0) → 0.1 (98.3%)	(0.0) → 0.0 (98.7%)	(0.0) → 0.0 (98.8%)	(0.0) → 0.0 (99.0%) (0.0) (99.3%)
	(新規発生)	3.0	(1.0) → 2.0 (33.5%)	(0.5) → 1.5 (51.6%)	(0.7) → 0.8 (74.0%)	(0.2) → 0.6 (81.0%)	(0.3) → 0.3 (89.9%)	(0.1) → 0.2 (93.7%)	(0.1) → 0.1 (96.4%)	(0.0) → 0.1 (97.6%)	(0.0) → 0.0 (98.9%)	(0.0) → 0.0 (99.1%)	(0.0) → 0.0 (99.4%) (0.0) (99.6%)
		(新規発生)	6.9	(2.7) → 4.3 (38.5%)	(2.1) → 2.2 (68.8%)	(0.9) → 1.2 (82.1%)	(0.5) → 0.7 (89.9%)	(0.2) → 0.5 (93.3%)	(0.3) → 0.1 (98.2%)	(0.0) → 0.1 (98.8%)	(0.0) → 0.1 (99.1%)	(0.0) → 0.1 (99.2%)	(0.0) → 0.0 (99.4%) (0.0) (99.6%)
			(新規発生)	2.0	(1.0) → 1.1 (47.4%)	(0.4) → 0.7 (67.2%)	(0.3) → 0.3 (83.0%)	(0.1) → 0.2 (90.0%)	(0.1) → 0.1 (94.5%)	(0.0) → 0.1 (96.6%)	(0.0) → 0.0 (97.7%)	(0.0) → 0.0 (98.3%)	(0.0) → 0.0 (98.6%) (0.0) (98.9%)
				(新規発生)	3.0	(1.4) → 1.6 (45.8%)	(0.8) → 0.8 (73.0%)	(0.4) → 0.4 (85.8%)	(0.2) → 0.2 (93.8%)	(0.1) → 0.1 (95.8%)	(0.1) → 0.1 (97.6%)	(0.0) → 0.1 (98.3%)	(0.0) → 0.0 (98.5%) (0.0) (98.8%)
					(新規発生)	3.0	(1.9) → 1.1 (62.0%)	(0.5) → 0.6 (80.2%)	(0.3) → 0.3 (89.6%)	(0.1) → 0.2 (93.6%)	(0.1) → 0.1 (97.1%)	(0.0) → 0.1 (97.8%)	(0.0) → 0.0 (98.6%) (0.0) (98.9%)
						(新規発生)	2.8	(1.8) → 1.0 (64.1%)	(0.7) → 0.4 (87.5%)	(0.1) → 0.2 (92.5%)	(0.1) → 0.1 (96.3%)	(0.0) → 0.1 (98.0%)	(0.0) → 0.0 (98.5%) (0.0) (98.8%)
							(新規発生)	5.4	(4.0) → 1.4 (74.9%)	(0.6) → 0.7 (86.1%)	(0.3) → 0.4 (92.1%)	(0.2) → 0.2 (96.0%)	(0.1) → 0.1 (98.5%) (0.1) (98.9%)
								(新規発生)	1.9	(0.8) → 1.1 (40.5%)	(0.8) → 0.3 (84.1%)	(0.1) → 0.2 (89.1%)	(0.1) → 0.1 (94.6%) (0.1) (95.6%)
									(新規発生)	1.1	(0.6) → 0.4 (60.7%)	(0.1) → 0.3 (74.9%)	(0.1) → 0.2 (83.3%) (0.1) (86.0%)
										(新規発生)	0.7	(0.3) → 0.4 (42.8%)	(0.2) → 0.2 (69.9%) (0.2) (75.3%)
											(新規発生)	0.5	(0.3) → 0.3 (47.8%) (0.2) (57.2%)
												(新規発生)	1.2 (1.1)
破綻懸念先以下債権残高													
12.7	11.7	12.2	15.4	12.3	8.7	8.4	6.7	8.7	4.7	3.9	2.4	2.0	2.3 (2.1)
(ご参考)不良債権比率													
5.1%	5.3%	6.2%	8.4%	8.1%	7.2%	6.5%	5.2%	4.7%	2.9%	2.4%	1.8%	1.5%	1.5%

(出典) 各行決算説明資料より集計
 (注) 欄は、オフバランス化につながる措置を講じた債権残高を除いた額。

地域銀行の平成 18 年度決算の概要（暫定集計値）

1．損益の状況

19年3月期の決算は、実質業務純益は、貸出金の増加や役務取引等利益の増加はあるものの、預金金利の引き上げが貸出金利の引き上げに先行し利鞘が減少していること等から、ほぼ横ばい。

当期純利益は、不良債権処分損が増加したこと等により、18年3月期に比べ、約2割の減益。

（単位：億円）

	17年3月期	18年3月期	19年3月期
実質業務純益	19,634	19,864	20,028
資金利益	44,425	44,607	44,768
役務取引等利益	5,108	6,025	6,550
国債等債券関係損益	9	585	441
不良債権処分損（ ）	8,861	6,427	7,730
当期純利益	7,983	10,190	8,052

（参考）

（単位：兆円）

	17年3月期	18年3月期	19年3月期
貸出金	183.0	187.4	192.5

2．不良債権比率

19年3月期の不良債権比率は、引き続き低下し、4.0%となった。これはピーク時の半分以下の水準であり、着実に改善。

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期
不良債権比率（%）	8.0	7.8	6.9	5.5	4.5	4.0
不良債権額（兆円）	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8

最高値は14年9月期：8.3%、15兆円

3．自己資本比率

19年3月期の自己資本比率は、引き続き上昇し、10.4%となった。地域銀行の平均自己資本比率が10%台となったのは、初めて。

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期
自己資本比率（%）	9.3	9.1	9.0	9.4	9.8	10.4

（注1）19年3月期の集計対象は111行（地方銀行64行、第二地方銀行46行及び埼玉りそな銀行）

18年3月期の集計対象は112行（地方銀行64行、第二地方銀行47行及び埼玉りそな銀行）

17年3月期の集計対象は113行（地方銀行64行、第二地方銀行48行及び埼玉りそな銀行）

（注2）計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要 注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （～分類）
担保・引当が- 部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先 実質破綻先 第 第 第 第 分類 分類 分類 分類
延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	要注意先 第 第 分類 分類
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
~	~	~
~	~	~

自己査定における債権分類基準

		高い		回収の可能性		低い	
		優 良 担 保	優 良 担 保	相 当 分 額 の 見 込 額 %	相 当 分 額 の 見 込 額 %	担 保 な し	担 保 な し
財務内容	債務者区分	担保などの分類 (保証協会などの保証)	(預金・国債などの担保) 優 良 担 保	一般担保(不動産担保等)		担 保 な し	
	不良	破綻先	I	II	III	IV	
	実質破綻先	I	II	III	IV		
	破綻懸念先	I	II	III	III		
	要管理先	I	II	II	II		
	要注意先	I	II	II	II		
健全	正常先	I	I	I	I		

- IV (第4分類):回収不能債権
- III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権
- II (第2分類):回収に注意を要する債権
- I (第1分類):正常債権

- 破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者
- 実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先** 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- うち要管理先** 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者
- 正常先** 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

19年3月期における不良債権の状況等（ポイント）

1. 不良債権（金融再生法開示債権）の状況

19年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は12.0兆円であり、18年3月期の13.4兆円に比べ1.4兆円の減少となった。

（参考）19年3月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	1.4
うち 要管理債権	0.8
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 危険債権以下からの上方遷移 （債務者の業況改善 +0.1 再建計画の策定等 +0.0）	+1.0 +0.2
[減少要因] 正常債権化 （債務者の業況改善 1.0 再建計画の策定等 0.2） 危険債権以下への下方遷移 返済等	1.1 0.7 0.2
うち 危険債権以下	0.6
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 要管理債権からの下方遷移	+2.7 +0.7
[減少要因] オフバランス化等 （債権流動化等 3.2 正常債権化及び要管理債権への上方遷移 0.8）	4.0 0.8

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 個別貸倒引当金の状況

19年3月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は2.7兆円と、18年3月期の2.9兆円と比べ0.2兆円の減少となった。

3. 不良債権処分損の状況

19年3月期における全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は1.0兆円であり、前年同期（18年3月期）の0.4兆円と比べ0.7兆円の増加となった。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載。

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000(代表)

監督局総務課

(内線 3308、3369)

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	
協同組織 金融機関	総与信(億円)	979,070		906,120		964,370		955,590		945,270		927,430		908,080		902,330		906,780	
	金融再生法開示債権(億円)	86,080		91,300		93,550		92,350		91,680		80,080		69,780		61,900		57,550	
	破産更生等債権(億円)	38,840		34,610		34,000		29,920		29,550		26,580		22,350		19,450		18,320	
	危険債権(億円)	29,760		34,560		35,930		35,970		36,070		33,610		31,040		29,100		28,170	
	要管理債権(億円)	17,480		22,130		23,620		26,460		26,050		19,900		16,390		13,350		11,060	
	正常債権(億円)	892,990		814,820		870,820		863,240		853,530		847,320		838,290		840,390		849,210	
	不良債権比率(%)	8.8		10.1		9.7		9.7		9.7		8.6		7.7		6.9		6.3	
	不良債権処分損(兆円)	1.8		1.2		0.9		0.9		0.8		0.6		0.5		0.4		0.5	
	(471)	実質業務純益(兆円)	0.2		0.2		0.9		0.8		1.3		1.1		1.2		1.3		1.3
	信用 金庫	総与信(億円)	764,960		693,080		751,620		750,180		746,830		728,090		708,680		699,650		702,740
金融再生法開示債権(億円)		68,100		68,440		71,840		75,930		74,170		65,210		56,610		49,930		45,980	
破産更生等債権(億円)		31,260		26,080		25,380		23,580		23,500		21,000		17,260		14,990		14,040	
危険債権(億円)		23,070		26,210		29,000		30,850		30,210		28,370		26,470		24,500		23,550	
要管理債権(億円)		13,770		16,150		17,460		21,510		20,460		15,830		12,880		10,430		8,390	
正常債権(億円)		696,860		624,640		679,780		674,250		672,600		662,850		652,070		649,710		656,760	
不良債権比率(%)		8.9		9.9		9.6		10.1		9.9		9.0		8.0		7.1		6.5	
(288)		実質業務純益(兆円)																	
信用 組合	総与信(億円)	140,750		137,000		133,080		118,580		104,270		100,190		99,670		100,250		99,920	
	金融再生法開示債権(億円)	17,240		21,980		20,590		15,100		15,980		13,350		11,830		10,710		10,340	
	破産更生等債権(億円)	7,400		8,270		8,310		5,980		5,700		5,170		4,490		3,950		3,840	
	危険債権(億円)	6,340		7,950		6,300		4,360		4,960		4,330		4,050		3,990		3,960	
	要管理債権(億円)	3,500		5,760		5,980		4,760		5,330		3,850		3,290		2,760		2,540	
	正常債権(億円)	123,510		115,020		112,490		103,480		88,270		86,840		87,840		89,520		89,570	
	不良債権比率(%)	12.2		16.0		15.5		12.7		15.3		13.3		11.9		10.7		10.3	
	(169)	実質業務純益(兆円)																	
預金取扱 金融機関	総与信(億円)	6,492,900		6,267,360		6,335,630		6,076,350		5,691,090		5,482,480		5,369,350		5,477,050		5,633,340	
	金融再生法開示債権(億円)	425,510		409,350		429,850		524,420		445,070		346,020		249,040		195,620		177,290	
	破産更生等債権(億円)	142,050		112,470		110,610		103,960		87,020		70,090		54,660		43,030		38,990	
	危険債権(億円)	203,910		197,040		186,270		229,120		166,200		145,480		119,400		92,340		88,700	
	要管理債権(億円)	79,550		99,840		132,970		191,340		191,840		130,440		74,990		60,250		49,600	
	正常債権(億円)	6,067,390		5,858,010		5,905,780		5,551,930		5,245,940		5,136,430		5,120,290		5,281,410		5,456,030	
	不良債権比率(%)	6.6		6.5		6.8		8.6		7.8		6.3		4.6		3.6		3.1	
	不良債権処分損(兆円)	15.4		8.1		7.0		10.6		7.4		6.0		3.4		0.8		1.5	
(593)	実質業務純益(兆円)	6.0		5.2		6.1		6.8		7.3		7.0		7.1		7.1		6.7	

- (注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は19年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、11年3月期及び11年9月期は日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を除き、12年3月期は日本債券信用銀行を除く。
14年3月期までは日本興業銀行を含み、16年9月期以降は、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は、18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降は降格玉り銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関は、全国銀行及び協同組織金融機関(13年3月期以降は信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会を含む)を集計したもの(信農連等は含まない)。
ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 不良債権処分損及び実質業務純益の計数は、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
また、16年3月期～18年3月期は、みずほグループ各社の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含む。
さらに、実質業務純益の計数は、16年3月期～18年9月期は、UFJ信託銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱UFJ信託銀行)の株式保有専門子会社分を含み、16年3月期以降は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)及び中央三井信託銀行の株式保有専門子会社分を含む。
9. 不良債権処分損及び実質業務純益以外の計数については、15年9月期～17年9月期はみずほグループ各社の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含む。
10. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

		15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
金融再生法開示債権		7.9	3.7	8.7	2.8	8.7	2.0	4.6	1.0	1.4
うち要管理債権		+ 0.1	2.9	5.5	4.1	5.2	0.7	1.2	0.5	0.8
(増減要因)	債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 1.7	+ 3.0	+ 1.8	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0
	危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2
	債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1
	再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	0.0	0.0
	正常債権化(*)	2.3	2.2	3.8	1.9	3.4	1.0	1.5	0.9	1.1
	債務者の業況改善	2.2	2.0	3.3	1.3	1.9	0.8	1.3	0.8	1.0
	再建計画の策定等	0.1	0.2	0.6	0.6	1.6	0.2	0.2	0.1	0.2
	危険債権以下への下方遷移(*)	3.1	2.7	3.3	4.2	2.3	0.8	0.9	0.4	0.7
	返済等(**)	0.7	0.0	1.7	0.0	1.9	0.2	0.7	+ 0.1	0.2
	うち危険債権以下		8.0	0.8	3.2	+ 1.3	3.5	1.3	3.4	0.5
(増減要因)	債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 1.9	+ 3.3	+ 2.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7
	要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 2.7	+ 3.3	+ 4.2	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7
	オフバランス化等(**)	15.1	5.4	9.8	5.3	8.9	3.5	6.3	2.2	4.0

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したものの。

2. 19年3月期時点の対象金融機関数は122行。

3. 都銀・旧長信銀・信託(16年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各社の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含む。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

* 要管理先からの遷移であり、要管理債権のほかに(要管理先に属する)正常債権の遷移を一部含んでいる。

** 「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4
	保全額	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.6	2.0	2.0	1.4	1.5	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4
		(88.7)	(90.9)	(91.5)	(92.5)	(92.9)	(93.6)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0)
	引当	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
		(11.3)	(9.1)	(8.5)	(7.4)	(7.1)	(6.4)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	(7.1)	(9.0)
危険債権	債権額	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9
	保全額	9.9	7.8	5.7	5.2	4.7	5.4	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6
		(81.3)	(81.9)	(86.0)	(84.6)	(89.6)	(76.9)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	(91.9)	(85.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.1	2.7	2.4	2.3	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8
		(44.9)	(45.7)	(47.0)	(44.6)	(46.5)	(32.0)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	(54.8)	(42.2)
	引当	4.5	3.4	2.6	2.5	2.2	3.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8
		(36.5)	(36.2)	(39.1)	(40.0)	(43.1)	(44.9)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(37.1)	(42.8)
要管理債権	債権額	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8
	保全額	6.1	6.4	7.0	5.7	4.5	2.3	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1
		(53.5)	(54.7)	(60.5)	(62.6)	(64.5)	(67.7)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(64.8)	(63.4)
	担保・保証等	4.5	4.6	4.6	3.7	2.6	1.5	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
		(39.5)	(39.9)	(39.9)	(40.2)	(36.9)	(44.5)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	(39.6)	(38.4)
	引当	1.6	1.7	2.4	2.0	1.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4
		(14.0)	(14.8)	(20.6)	(22.5)	(27.6)	(23.1)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	(25.2)	(25.0)
合計	債権額	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1
	保全額	19.2	17.0	14.8	13.1	10.6	9.3	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1
		(71.8)	(70.8)	(73.0)	(75.1)	(77.9)	(77.3)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1)
	担保・保証等	12.8	11.5	9.7	8.4	6.3	5.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9
		(47.8)	(48.2)	(47.7)	(48.3)	(46.6)	(43.7)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	(51.7)	(45.4)
	引当	6.4	5.4	5.1	4.7	4.3	4.1	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3
		(23.9)	(22.6)	(25.3)	(26.8)	(31.3)	(33.6)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7)

地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.9	3.8	3.5	3.4	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7
	保全額	3.9	3.8	3.5	3.4	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	2.3	2.1	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1
	(63.0)	(62.0)	(64.1)	(63.0)	(62.4)	(63.4)	(64.4)	(62.8)	(63.2)	(62.5)	(63.5)	
	引当	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6
		(37.0)	(38.0)	(35.9)	(37.0)	(37.6)	(36.5)	(35.6)	(37.2)	(36.8)	(37.5)	(36.5)
危険債権	債権額	6.3	6.4	6.2	6.0	5.9	5.5	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1
	保全額	5.4	5.4	5.3	5.1	5.0	4.7	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5
		(85.4)	(84.5)	(84.4)	(84.6)	(85.2)	(85.6)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	(85.2)	(85.7)
	担保・保証等	3.7	3.7	3.5	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4
	(58.7)	(57.2)	(56.7)	(56.0)	(54.7)	(54.1)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	(56.6)	(58.2)	
	引当	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1
		(26.7)	(27.3)	(27.7)	(28.6)	(30.5)	(31.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	(28.5)	(27.5)
要管理債権	債権額	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1
	保全額	2.9	3.0	3.0	2.8	2.5	2.1	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1
		(64.0)	(61.8)	(62.4)	(62.4)	(60.6)	(59.1)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	(57.1)	(55.4)
	担保・保証等	2.4	2.3	2.3	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8
	(51.0)	(48.6)	(47.4)	(46.7)	(42.8)	(40.4)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	(38.0)	(36.4)	
	引当	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4
		(12.9)	(13.2)	(14.9)	(15.7)	(17.8)	(18.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	(19.1)	(19.0)
合計	債権額	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8
	保全額	12.2	12.2	11.8	11.3	10.3	9.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3
		(82.4)	(81.1)	(80.8)	(81.1)	(80.7)	(80.6)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	(80.7)	(80.7)
	担保・保証等	8.5	8.3	8.1	7.6	6.7	6.0	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2
	(57.3)	(55.6)	(55.4)	(54.7)	(52.6)	(51.9)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	(52.8)	(53.5)	
	引当	3.7	3.8	3.7	3.7	3.6	3.3	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1
		(25.1)	(25.5)	(25.4)	(26.4)	(28.1)	(28.7)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
これらに準ずる債権	債権額	7.4	7.0	5.7	5.6	4.4	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1
	保全額	7.4	7.0	5.7	5.6	4.4	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	5.1	4.3	4.2	3.2	3.1	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4
	(75.0)	(74.1)	(74.4)	(74.7)	(72.8)	(75.1)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	
	引当	1.8	1.8	1.5	1.4	1.2	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6
		(25.0)	(25.9)	(25.5)	(25.3)	(27.2)	(24.9)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)
危険債権	債権額	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1
	保全額	16.1	13.6	11.1	10.5	9.8	10.2	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2
		(83.1)	(83.2)	(85.4)	(84.8)	(87.4)	(80.8)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)
	担保・保証等	9.7	8.3	6.7	6.2	5.7	5.3	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2
	(50.1)	(50.7)	(51.8)	(50.2)	(50.7)	(41.6)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	
	引当	6.4	5.3	4.4	4.3	4.1	5.0	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0
		(33.1)	(32.6)	(33.6)	(34.6)	(36.7)	(39.2)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)
要管理債権	債権額	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9
	保全額	9.4	9.6	10.2	8.6	7.0	4.4	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3
		(56.8)	(57.1)	(61.3)	(62.7)	(63.2)	(63.4)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)
	担保・保証等	7.0	7.1	7.0	5.8	4.3	3.0	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4
	(42.4)	(42.5)	(42.2)	(42.4)	(39.1)	(42.5)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	
	引当	2.4	2.4	3.2	2.8	2.7	1.5	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8
		(14.4)	(14.6)	(19.1)	(20.3)	(24.0)	(21.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)
合計	債権額	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0
	保全額	32.8	30.1	27.0	24.6	21.1	18.8	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5
		(75.9)	(75.2)	(76.5)	(77.9)	(79.4)	(79.1)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)
	担保・保証等	22.2	20.6	18.0	16.2	13.2	11.3	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1
	(51.4)	(51.3)	(51.0)	(51.1)	(49.5)	(47.7)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	
	引当	10.6	9.6	9.0	8.5	7.9	7.5	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4
		(24.5)	(23.9)	(25.5)	(26.8)	(29.9)	(31.4)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)

- (注) 1.()内の計数は保全率。
 2.主要行の計数は都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)
 3.地域銀行の計数は、15年3月期以降降玉りそな銀行を含む。
 4.全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。
 5.15年9月期～17年9月期はみずほグループ各社の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含む。
 6.引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移 (アンケートによる全数調査)

主要行(9行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	3,947	10,262	4,496	12,791	6,517	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	3,457	8,850	3,904	10,471	5,152	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497
A - B	1,307	490	1,412	592	2,320	1,365	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742
A / B (%)	113.5	114.2	116.0	115.2	122.2	126.5	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8

地域銀行(111行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	3,618	6,270	4,243	8,179	3,412	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	3,224	5,674	4,017	7,440	2,789	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648
A - B	48	394	596	226	739	623	1,367	931	2,152	943	2,130
A / B (%)	100.8	112.2	110.5	105.6	109.9	122.3	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4

全国銀行(122行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	7,649	16,751	8,845	21,322	9,931	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	6,729	14,621	7,984	18,060	7,942	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151
A - B	1,546	920	2,130	861	3,262	1,989	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888
A / B (%)	109.5	113.7	114.6	110.8	118.1	125.0	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2

(注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

2. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

4. ()は19年3月期時点の対象金融機関数。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
	不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)

(単位:億円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
不良債権処分損	29,553 (20,456)	97,221 (77,212)	18,473 (10,706)	66,584 (51,048)	25,077 (16,847)	53,742 (34,607)	14,849 (10,879)	28,475 (19,621)	1,639 (1,928)	3,629 (2,803)	1,607 (1,872)	10,460 (2,729)
貸倒引当金繰入額	14,912 (8,754)	51,959 (38,062)	8,172 (2,228)	31,011 (20,418)	9,170 (4,156)	16,157 (4,202)	4,572 (2,032)	940 (4,262)	1,397 (3,655)	3,722 (6,963)	263 (2,528)	5,239 (537)
直接償却等	13,218 (10,593)	39,745 (34,136)	9,764 (8,050)	35,201 (30,376)	14,962 (11,869)	37,335 (30,472)	9,348 (7,914)	27,536 (23,862)	2,762 (1,427)	7,020 (3,804)	1,974 (795)	5,373 (2,369)
貸出金償却	11,988 (9,582)	32,042 (27,183)	8,011 (6,606)	21,627 (17,737)	13,224 (10,481)	25,166 (19,852)	7,272 (6,258)	17,114 (14,743)	2,357 (1,273)	4,786 (2,344)	1,658 (803)	3,893 (2,077)
バルクセール による売却損等	1,230 (1,011)	7,703 (6,953)	1,753 (1,443)	13,574 (12,640)	1,738 (1,388)	12,169 (10,621)	2,076 (1,656)	10,422 (9,119)	405 (154)	2,235 (1,461)	316 (8)	1,479 (292)
その他	1,423 (1,108)	5,517 (5,013)	538 (428)	372 (253)	945 (822)	250 (68)	959 (964)	1 (21)	274 (300)	332 (356)	103 (138)	152 (171)
4年度以降の累計	747,730 (610,130)	815,398 (666,886)	833,871 (677,592)	881,982 (717,934)	907,059 (734,781)	935,724 (752,541)	950,573 (763,420)	964,199 (772,162)	965,838 (770,234)	967,828 (769,359)	969,435 (767,487)	978,288 (772,088)
直接償却等の累計	325,781 (295,746)	352,308 (319,289)	362,072 (327,339)	387,509 (349,665)	402,471 (361,534)	424,844 (380,137)	434,192 (388,051)	452,380 (403,999)	455,142 (405,426)	459,400 (407,803)	461,374 (408,598)	464,773 (410,172)
リスク管理債権残高	356,730 (217,540)	420,280 (276,260)	392,250 (245,770)	348,490 (204,330)	312,440 (175,340)	262,040 (135,670)	232,090 (117,680)	175,390 (72,900)	156,080 (60,160)	131,090 (45,240)	121,260 (38,230)	117,540 (40,040)
貸倒引当金残高	115,640 (69,070)	133,530 (86,570)	126,450 (78,010)	125,850 (78,970)	109,160 (63,300)	114,300 (69,030)	102,090 (59,920)	85,350 (47,390)	73,260 (37,640)	64,380 (32,470)	59,480 (28,790)	58,960 (30,200)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860 (37,840)	78,860 (46,690)	71,680 (38,880)	60,810 (30,020)	55,350 (24,980)	54,410 (25,750)	60,790 (33,860)	43,860 (20,000)	38,470 (16,110)	28,760 (8,910)	26,550 (7,170)	27,200 (9,590)

- (注) 1. ()内は、都銀・旧長信銀・信託(16年9月期以降は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行の計数を含み、18年9月期以降は18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)のみの計数。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみの計数。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. リスク管理債権残高、貸倒引当金残高の計数については、15年9月期～17年9月期はみずほグループ各行の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含む。
8. リスク管理債権残高、貸倒引当金残高の以外の計数については、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。また、16年3月期～18年3月期は、みずほグループ各行の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含む。
9. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
10. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
11. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
12. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
13. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	
協同組織 金融機関	貸出金		1,355,620		1,330,400		1,322,680		1,331,300		1,265,560		1,240,920		1,201,960		1,163,080		1,179,220	
	リスク管理債権		90,290		110,010		109,340		110,210		108,270		96,470		83,020		71,750		66,000	
	破綻先債権		21,220		18,630		15,680		14,810		13,740		10,920		7,980		6,300		5,650	
	延滞債権		32,390		54,530		61,650		61,660		63,090		59,740		53,220		48,700		46,290	
	3ヶ月以上延滞債権		7,740		2,750		1,540		1,090		920		690		450		350		360	
	貸出条件緩和債権		28,930		34,100		30,470		32,650		30,530		25,130		21,360		16,390		13,690	
	貸倒引当金残高		45,130		41,180		37,190		34,030		33,310		31,470		27,190		23,320		21,460	
	(514) 個別貸倒引当金残高		35,700		31,320		27,970		24,890		24,880		23,340		19,980		17,070		15,770	
	信用 金庫	貸出金		768,450		723,270		726,360		729,130		727,400		711,090		693,800		686,570		690,820
		リスク管理債権		51,320		64,000		68,400		72,990		72,290		63,830		55,470		49,010		45,140
破綻先債権			12,910		10,240		9,070		8,190		7,740		6,040		4,350		3,390		3,230	
延滞債権			16,890		34,990		39,800		42,410		43,510		41,530		37,830		34,890		33,220	
3ヶ月以上延滞債権			4,380		1,130		870		640		550		340		240		190		180	
貸出条件緩和債権			17,130		17,640		18,660		21,750		20,490		15,920		13,050		10,530		8,510	
貸倒引当金残高			26,800		21,490		20,200		18,250		18,670		17,170		15,100		13,450		12,560	
(288) 個別貸倒引当金残高			21,600		16,740		15,320		13,240		13,790		12,930		11,360		10,220		9,580	
信用 組合		貸出金		155,990		146,850		125,910		115,830		98,230		97,430		97,360		98,430		98,440
		リスク管理債権		17,660		20,350		20,070		14,840		15,140		13,160		11,660		10,600		10,240
	破綻先債権		3,380		3,660		2,920		2,050		1,850		1,610		1,290		1,090		1,050	
	延滞債権		7,100		7,870		11,050		7,880		7,990		7,660		7,120		6,730		6,620	
	3ヶ月以上延滞債権		2,480		1,160		490		210		230		210		120		100		110	
	貸出条件緩和債権		4,700		7,660		5,620		4,700		5,070		3,680		3,130		2,680		2,460	
	貸倒引当金残高		5,770		6,410		6,310		4,330		3,910		3,980		3,500		3,170		3,100	
	(169) 個別貸倒引当金残高		4,730		5,200		4,950		3,380		3,050		3,130		2,780		2,500		2,440	
	預金取扱 金融機関	貸出金		6,421,640		6,292,130		6,264,570		6,063,730		5,735,480		5,540,500		5,394,460		5,465,390		5,552,780
		リスク管理債権		386,560		413,670		434,480		530,490		456,760		358,510		258,400		202,840		183,540
破綻先債権			65,460		49,610		48,970		45,170		36,130		24,690		16,220		12,600		11,300	
延滞債権			187,430		238,120		239,550		284,630		222,280		196,340		160,750		126,190		119,630	
3ヶ月以上延滞債権			24,070		11,940		8,270		7,160		5,920		3,840		2,660		1,660		1,590	
貸出条件緩和債権			109,560		114,000		137,690		193,540		192,430		133,640		78,760		62,390		51,000	
貸倒引当金残高			193,100		163,480		152,740		167,560		159,160		145,770		112,540		87,690		80,420	
(636) 個別貸倒引当金残高			148,020		114,960		100,390		103,750		85,690		77,750		63,840		45,830		42,970	

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ()内は19年3月期時点の対象金融機関数。

3. 計数は、北海道拓殖、徳陽シテ、京都共栄、なにか、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は石川銀行を含まず、

また、11年3月期及び11年9月期の計数は日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数は日本債券信用銀行を含まない。

4. 旧長信銀の計数は、14年3月期までは日本興業銀行を含み、16年9月期以降は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

5. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

6. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

7. 15年9月期～17年9月期は、みずほグループ各々の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行

(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降は親和銀行の再生専門子会社分を含む。

自己査定による債務者区分の推移

主要行(9行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
正常先	264.9	250.8	235.5	224.5	222.1	221.1	221.6	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5
要注意先	48.5	45.8	43.8	40.5	34.4	28.2	18.9	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8
(要管理債権)	8.5	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8
破綻懸念先	8.9	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9
破綻先・実質破綻先	3.2	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4
要管理～破綻先の合計	20.6	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1

地域銀行(111行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
正常先	135.5	136.2	134.4	141.0	140.0	142.7	142.2	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4
要注意先	34.2	32.9	31.0	30.1	28.0	26.5	24.8	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2
(要管理債権)	4.2	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1
破綻懸念先	6.1	6.4	6.5	6.3	6.0	5.8	5.5	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1
破綻先・実質破綻先	4.0	3.9	3.8	3.5	3.4	2.8	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7
要管理～破綻先の合計	14.2	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8

全国銀行(122行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
正常先	407.0	393.4	375.9	371.7	368.2	369.5	369.3	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7
要注意先	84.5	80.2	75.8	71.4	63.0	55.3	44.1	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5
(要管理債権)	13.5	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9
破綻懸念先	15.8	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1
破綻先・実質破綻先	7.4	7.4	6.9	5.7	5.6	4.3	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1
要管理～破綻先の合計	36.6	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0

預金取扱金融機関(636機関)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
正常先		487.3		465.3		459.6		463.7		472.8		481.1
要注意先		100.0		90.5		72.6		57.2		52.3		55.8
(要管理債権)		19.1		19.2		13.0		7.5		6.0		5.0
破綻懸念先		23.8		17.4		15.3		12.5		9.7		9.3
破綻先・実質破綻先		11.2		9.0		7.2		5.6		4.4		4.0
要管理～破綻先の合計		54.2		45.6		35.5		25.6		20.2		18.3

注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

3. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

5. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各社の再生専門子会社分を含み、

16年3月期以降の計数は、西日本銀行・福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、

17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含み。

6. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

7. ()は19年3月期時点の対象金融機関数。

緊急経済対策（抄）

第2章 具体的施策

1. 金融再生と産業再生

(1) 金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決

不良債権の抜本的なオフバランス化

1) 原則

(ア) 主要行は、以下の原則に基づき、オフバランス化（債権放棄などにより貸借対照表上の不良債権を落とすことをいう。）を進める。

a. 破綻懸念先以下の債権に区分されるに至った債権について、原則として3営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。

b. 既に、破綻懸念先以下の債権に区分されているものについては、原則として2営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。

c. なお、オフバランス化に当っては、以下の点に十分留意する。

・オフバランス化の判断は、各行の経営に与える各種リスク、地域経済に与える影響等も含め経済合理性に基づき行うものとする。

・私的整理における関係者間の調整等に当っては、下記 1) のガイドラインに沿って、早期かつ円滑な調整に努める。

(イ) 債務者が中小企業の場合であっても、各企業の実態等も十分に踏まえつつ、企業の再建及びそれに伴う不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請する。

(ウ) 以上の措置に伴い、地域金融機関を含む金融機関の不良債権のオフバランス化が進み、経営の健全性が確保され、次代を担う新規産業に対する円滑な資金供給等その社会的使命が一層果たされるとともに、経済の構造改革に資することが期待される。

(I) なお、以上の措置は本年4月1日に開始した営業年度より実施する。

2) オフバランス化の実績公表と行政によるモニタリング

(ア) 主要行に対して、不良債権のオフバランス化の実績を、每期、公表するよう要請する。

(イ) 金融庁は、上記原則に基づき、主要行のオフバランス化の進展状況をフォローアップする。

3)資本増強行のフォローアップにおける考え方の明確化

不良債権の積極的な処理により、自己資本に対する業務純益の水準(ROE)又は当期利益の実績が計画ベースの数値より3割以上低下した場合の考え方(いわゆる3割ルール適用)について、不良債権のオフバランス化を促進させることの重要性を踏まえ、その明確化を図る。

4)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止

各金融機関に対し、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止のための体制整備を求める。

企業再建の円滑化

1)経営困難企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関する原則の確立

経営が困難な企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関して、関係者間の調整プロセスの公正、円滑化を図るため、私的整理における再建計画の策定等に係る調整手続等について、関係者の共通認識が醸成されることが望ましい。このため、関係者に働きかけて、政府も参加する検討の場を設け、いわゆるガイドラインとして早急に取りまとめた上、公表する。

2)産業再生法の活用

産業再生法において、新たに、債権放棄を含む事業再構築計画の認定基準を明確化(計画終了時に、有利子負債をキャッシュフローベースでの収益の10倍以内とする等)し、事業再構築に取り組む企業への政策融資(日本政策投資銀行の融資制度の拡充等により、非設備資金を含めた事業資金を円滑に供給)とともに、併せて、債権放棄の税務上の取扱いに関して迅速かつ円滑な対応を行なうための相談体制の整備等により、私的整理の取り組みを側面から支援する。

3)建設産業の再編の促進

技術と経営に優れた企業が伸びられる環境を整備するため、公共工事入札・契約適正化法等により不良・不適格業者の排除を徹底するとともに、合併等の企業連携に対する支援、市場原理に沿った公共工事の発注方策の検討等、建設業界の再編の促進に向けた市場環境の整備を進める。

4)会社分割法制の活用

本年4月、会社分割法制及びこれに関連する税制が施行されたことから、事業を再構築して経営の効率性の向上を図るために、会社分割法制を有効に活用することを民間関係者に要請する。

5)会社更生法、民事再生法の改善

会社更生法について、より使いやすい法制に改めることとし、所要の改正案

を平成 14 年中に国会に提出する。民事再生法についても、今後の運用実績を踏まえ、増資に関する特則手続きの創設、再建計画策定中の融資（DIP ファイナンス）における優先性の向上なども含めて検討し、平成 15 年度を目途に必要な見直しを行う。

金融機関の債権放棄等の円滑化

1) 企業の債権計画策定中の融資（DIP ファイナンス等）の円滑化

(ア) 企業の再建計画策定中の融資（DIP ファイナンス等）の円滑化について十分配慮し、資金供給に前向きに取り組むよう、民間金融機関に要請するとともに、併せて、公的金融機関も積極的に対応する。

(イ) 民事再生法、会社更生法における DIP ファイナンスに関し、日本政策投資銀行において設けられた融資制度（事業再生融資制度）の積極的な活用を図るとともに、中小企業に対する DIP ファイナンスの円滑化に向けた方策について検討を進める。

2) デット・エクイティ・スワップ（債権の株式化）の活用

デット・エクイティ・スワップによって取得した株式について、銀行法上の 5% ルールの運用の明確化を図るとともに、流動化促進策等を検討する。

3) 公的金融機関等による対応

民間金融機関が債権放棄を行おうとする場合に、公的金融機関等についても、上記 1) のガイドラインによる調整プロセスの公正性、国民負担への影響等に十分配慮しつつ、適切な対応を検討する。

4) 税務上の円滑な対応

金融機関が行う債権放棄の税務上の取扱いについては既に平成 10 年に明確化が図られているところであり、今後、金融機関がオフバランス化を促進させることに伴い、税務相談体制の整備など迅速かつ円滑な対応を図るとともに、上記 1) のガイドラインに基づく債権放棄の税務上の取扱いについて検討する。

5) 金融検査マニュアルの明確化

金融検査マニュアルの明確化の観点から、実態に応じ共益債権（DIP ファイナンス等）を非分類、二分類等に分類できることを明らかにするなど、必要な措置を検討する。

債権の流動化

1) 整理回収機構（RCC）の機能の一層効果的な発揮

民間金融機関より不良債権を受託する信託業務等、RCC の機能の一層効果的な発揮を検討する。（また、RCC による健全銀行の不良債権買取り業務を延長す

る。)

2) 債権の売買に関する契約書、取引方法等の標準化

債権の流動化に関し、日本ローン債権市場協会(JSLA)における契約書、取引方法等の標準化について、早期に結論を得るように要請する。債権流動化に係るデータの標準化を図る。

3) 債権回収会社(サービサー)の取扱債権の範囲の見直し

債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大することにより、債権回収の円滑化に努める。

その他

1) 中小企業への対応

不良債権のオフバランス化及び企業再建の促進に伴って、対象となる企業と取引等の関係にある中小企業が、連鎖倒産の危険など経営の安定に不測の支障を生じないよう、金融面で適切に対応するとともに、中小企業自身の健全化に向けての前向きな努力を経営革新対策により積極的に支援する。

2) プロジェクトファイナンスの普及

今後、金融機関が、プロジェクトファイナンス等各事業毎の収益性に着目した融資を積極的に活用することを期待する。

より強固な金融システムの構築に向けた施策

1. 不良債権処理の促進

不良債権処理の促進のため、現在、主要行の破綻懸念先以下の債権（新規発生分）について、3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずるとの期限を設定している。

この枠組みの中で、オフバランス化を一層加速するため、具体的な処理目標として、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗（8割目途）について所要の措置を講ずるよう要請する。

上記処理目標を確実に実現するため、信託を含むRCCの機能を積極的に活用するよう要請する。

2. 主要銀行グループ通年・専担検査の導入

主要銀行グループ別に検査部門を再編成し、各部門が1年を通じて同一グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査し、実質常駐検査体制とすることにより、検査の実効性・効率性を高める。

内部監査体制等について重点的に検証するため、民間の専門家を登用した専門班が各グループを横断的に検査する。

3. 金融機関の合併促進

今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、その担い手である金融機関について、収益性の改善等により経営基盤を一層強化するとともに中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討する。

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成14年10月30日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
 ○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

625

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築
 - 国民のための金融行政
 - 決済機能の安定確保
 - モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結
 - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 「特別支援金融機関」における経営改革
 - 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 時価の参考情報としての自己査定を活用
 - DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
 - 企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 株式の価格変動リスクへの対処
 - 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定の厳格化
 - 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDCF的手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
 - 特別検査の再実施
 - 自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
 - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
 - 自己資本を強化するための税制改正
 - 繰延税金資産の合理性の確認
 - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化
 - 優先株の普通株への転換
 - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 早期是正措置の厳格化
 - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —
 ※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
 ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

平成14年10月30日
金融庁

金融再生プログラム

主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず主要行の不良債権問題を解決する必要がある。平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す。そこで、主要行の資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について、以下に示す方針で行政を強化する。

1. 新しい金融システムの枠組み

構造改革を加速するための新しい金融システムを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

(1) 安心できる金融システムの構築

国民が金融機関に対する不安を抱くことなく暮らせるようにすることを目的に、以下の措置を講じて安心できる金融システムを構築する。

(ア) 国民のための金融行政

金融行政が護るべき対象は、預金者、投資家及び借り手の企業や個人など国民であることを確認する。

(イ) 決済機能の安定確保

決済機能の安定確保を図るために、その全額を保護の対象とする「決済用預金」を平成17年4月に導入する。それまでの間については、不良債権処理の加速等の政策強化を進める中で、預金者にいたずらに不安を与えることのないよう、ペイオフの完全実施を延期する。

(ウ) モニタリング体制の整備

金融庁内に「金融問題タスクフォース」を新設し、平成16年度には不良債権問題を終結させるという目標の達成に向け、その状況をモニタリングする。

(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮

主要行の不良債権処理によって、日本企業の大宗を占める中小企業の金融環境が著しく悪化することのないよう、以下のセーフティネットを講じる。

(ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充

中小企業の資金ニーズに応えられるだけの経営能力と行動力を具備した新しい貸し手の参入については、銀行免許認可の迅速化や中小企業貸出信託会社（Jローン）の設置推進などを積極的に検討する。

(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備

実態に合わせて中小企業の再生をサポートできるよう、信託機能やデット・エクィティ・スワップ等の活用など、金融上の仕組みの整備を検討する。

(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画における中小企業貸出計画に関する重度の未達先に対しては、原則として業務改善命令を発出し、軽度の未達先に対しては、即時に改善策の報告を徴求する。

(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保

中小企業の実態を反映した的確な検査等を確保する。また、借り手企業に対し、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の趣旨・内容を周知徹底する。

(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備

金融機関による不当な「貸し剥がし」等が発生しないように、モニタリング体制を強化するほか、必要な場合には効果的な検査を実施する。

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設

中小企業が、今回の一連の措置や金融検査マニュアルなどを理由に、金融機関から貸し渋り貸し剥がし等の不当な扱いを受けた場合に、金融庁に直接通報できるよう、ファックスやEメールの受付窓口を金融庁内に設ける。

「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」によって通報された内容を吟味した結果、重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分を行う。

(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結

金融機関の不良債権問題の解決に対して政府が積極的に関与するとの立場から、以下の措置を講ずる。

(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備

個別金融機関が経営難や資本不足もしくはそれに類似した状況に陥った場合等には、以下に示す「特別支援」の枠組みを即時適用し、万が一にもシステミックリスクが発生し、または経済が底割れすることのないよう、政府・日本銀行が一体となって万全の対応を期す。

日銀特融による流動性対策

万が一金融危機のおそれが生じた場合には、金融庁は責任をもって適切な対応を取るとともに、日本銀行に特別融資等必要な措置を要請し、一体となって万全の危機管理体制を整備する。

預金保険法に基づく公的資金の投入

必要な場合には、現行の預金保険法に基づき、速やかに所要の公的資金を投入する。

検査官の常駐的派遣

「特別支援」の対象となった金融機関（「特別支援金融機関」）の取締役会や経営会議などに、検査官を陪席させることを検討する。

(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革

「特別支援金融機関」においては、経営を改革し、早期健全化を行う。

経営者責任の明確化

「特別支援」を受けることとなった金融機関を代表する経営者については、責任の明確化を厳しく求める。

適切な管理方法

「特別支援」を受けることとなった金融機関においては、「新勘定」と「再生勘定」に管理

会計上分離し、適切に管理する。

事業計画のモニタリング

「金融問題タスクフォース」は、「特別支援金融機関」の新しい経営陣による事業計画をチェックしてその妥当性について金融担当大臣に助言するほか、その履行状況をモニタリングし、金融担当大臣に報告する。なお、上記適切な管理方法を適用した後も黒字体質に転換しないなどにより必要と思われる場合は、適切な措置を金融担当大臣に進言する。

(ウ) 新しい公的資金制度の創設

金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる。

2. 新しい企業再生の枠組み

構造改革を更に加速するため、以下のように、新しい企業再生の枠組みを可及的速やかに実現する。

(1) 「特別支援」を介した企業再生

「特別支援金融機関」は、新しい経営陣の下で知恵と工夫を活かし、企業再生を図るため、以下の点に関して経営努力を傾注する。

(ア) 貸出債権のオフバランス化推進

破綻懸念先以下債権等について、RCCや企業再生ファンド等に売却することによって、企業再生のプロセスを加速する。その際、RCCによる買取に関しては、必要に応じ財政的措置についても検討する。

(イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用

破綻懸念先以下債権をRCCに売却する場合には、「特別支援」の枠組みの下で十分な引当を積んだ自己査定であることを前提に、RCCの買取価格である時価を判断する際の一つの参考情報として採用することを検討する。

(ウ) DIPファイナンスへの保証制度

法的整理手続に入った企業について、当該「特別支援金融機関」がDIPファイナンスを担う場合において、再生可能な部分を甦生させるための信用保証制度について検討する。

(2) R C Cの一層の活用と企業再生

以下の点に配慮しつつ、R C Cへの不良債権売却の促進や企業再生ファンドの活用、再生対象企業に対する政府系金融機関による支援など、企業再生を促進する枠組みを早急に整備・活用する。

(ア) 企業再生機能の強化

企業再生機能を強化するため、R C C内における企業再生部門の強化等を検討する。そのための人員確保や政策投資銀行、国際協力銀行などを活用した企業再生ファンドの拡充、企業再生のノウハウを有する商工中金等との連携強化などについては、積極的に対応する。

(イ) 企業再生ファンド等との連携強化

R C Cは、購入した債権に関しては回収・売却を加速するとともに、企業再生ファンドなどへの橋渡しを果たすことにより回収の極大化を図る。このような観点から、購入して短期間で回収できない案件については、原則として、売却する方向で早急に検討する。

(ウ) 貸出債権取引市場の創設

R C C及び政府系金融機関等は、保有している貸出債権の売却を加速することによって、日本における貸出債権の取引市場の創設に努力を傾注する。その際、R C Cの貸出債権毎の採算についてより機動的な対応ができるよう、総合的に検討する。

(エ) 証券化機能の拡充

R C Cは、自らが保有する大量の貸出債権を対象ポートフォリオとした証券化の機能を強化し、実際に資産担保証券の売却を進める努力を継続する。

(3) 企業再生のための環境整備

企業を再生する環境を整備するため、政府が目指すのは企業淘汰ではなく企業再生であるとの認識の下、経済産業省、国土交通省などの関係府省との連携をこれまで以上に強化し、以下の施策を講じる。

(ア) 企業再生に資する支援環境の整備

不良債権の最終処理と企業の早期再生を支援するとともに、中小企業への円滑な金融の確保に努めるため、税制、投融資制度、商法の特例などについて、実現可能なものから出来る限り早く整備を行うよう、関係府省に要請する。

(イ) 過剰供給問題等への対応

過剰供給問題や過剰債務問題に正面から取り組むべく、産業・事業分野が供給過剰になっているかどうか等について政府としての指針・考え方をまとめるとともに、安易な企業再生に政府の「お墨付き」を与えることのないよう適正な基準を定めることを、関係府省に要請する。

(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定

企業が自ら事業再生に着手するよう、「早期事業再生ガイドライン」の策定作業を早急に進め、関係者間のコンセンサス形成を図るよう、関係府省に要請するとともに、金融庁も検討に参画する。

(エ) 株式の価格変動リスクへの対処

金融機関保有株式の価格変動リスクは、金融機関経営の大きな不安定要因となっており、その存在は企業再生プロセスに不測の影響を与えかねないことに鑑み、日本銀行による金融機関保有株式の買い取りの円滑な推進を期待する。

(オ) 一層の金融緩和の期待

企業再生のプロセスを支えるため、一層の金融緩和が行われるよう日本銀行に期待する。

(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

企業・産業の再生に取り組むため、新たな機構を創設し、同機構が再生可能と判断される企業の債権を金融機関から買い取り、産業の再編も視野に入れた企業の再生を進める必要がある。このため、政府が一体となって、速やかに所要の作業準備が進められるよう要請する。

3. 新しい金融行政の枠組み

構造改革を加速するための金融行政の新しい枠組みを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

(1) 資産査定の厳格化

金融機関の資産査定については、これまでも増して厳格化を図るため、以下の施策を講ずる。

(ア) 資産査定に関する基準の見直し

資産査定の基準については、市場評価との整合性を図るため、以下の措置を講ずる。

引当に関するDCF的手法の採用

主要行において要管理先の大口債務者については、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式を基礎とした個別的引当を原則とし、早急に具体的手法を検討する。

引当金算定における期間の見直し

主要行において、暫定的に定められている1年基準及び3年基準について、米国等の扱い等を踏まえ検討を行う。

大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一

主要行について正常先でない大口債務者の債務者区分に関しては、適正な資産査定を実施している先にレベルを揃えるための具体的な仕組みを導入する。

デット・エクイティ・スワップの時価評価

株式を上場しているなど合理的に株価を算定することが可能な大口貸出先向けのデット・エクイティ・スワップに関しては、取引の時期を問わず、時価評価を適用することを検討する。

再建計画の厳格な検証

再建計画の進捗状況や妥当性を継続的に検証することを目的とした専門家を含む検証チームを設置する。

担保評価の厳正な検証

鑑定評価を担保評価に用いている場合には、原則として独立した不動産鑑定士による法定鑑定を用いる方向で検討する。

(イ) 特別検査の再実施

平成15年3月期について、リアルタイムの債務者区分の厳格な検証を継続する形で、特別検査の実質的な再実施を行う。

(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表

これまで実施された金融庁検査を基に、主要行の自己査定と検査結果の格差について集計ベースで公表する。自己査定と検査結果の格差については、今後定期的に公表する扱いとし、各行に格差是正を求める。

(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化

正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、当該行に対し、業務改善命令を発出する方針を明確化する。

(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

資産査定を含む財務諸表が正確であることに関し、代表取締役に署名を求めることを検討する。

(2) 自己資本の充実

金融機関の自己資本については、資本の質の実態を見極めつつ、真の充実を図るため、以下の施策を講ずる。

(ア) 自己資本を強化するための税制改正

金融機関の自己資本を強化するため、以下の措置を関係府省に強く要望する。

引当金に関する新たな無税償却制度の導入

破綻懸念先以下の債務者に関しては、金融庁の監督と検査の下での自己査定の結果を以って無税対象と認定する制度の導入を要望する。また、部分直接償却により企業会計上損失が確定した場合についても、例えば、無税償却に係わる担保処分要件の緩和等特段の配慮を求める。

繰戻還付金制度の凍結措置解除

欠損金の繰戻還付について、凍結措置の解除及び期間の延長を要請する。

欠損金の繰越控除期間の延長検討

現行5年となっている繰越控除期間の延長を要請する。

(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化

繰延税金資産については、その資本性が脆弱であるため、自己資本比率規制における取扱いについては、会計指針の趣旨に則ってその資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討する。

(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認

主要行の経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、翌年度を超える将来時点の課税所得を見積もることが非常に難しいことを理解した上で、外部監査人に厳正な監査を求めるとともに、主要行の繰延税金資産が厳正に計上されているかを厳しく検査する。

(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討

債務者が引き受けている第三者割当増資部分に関しては、実質的な迂回融資になっていないかなど、資本としての適格性を念入りにチェックする。

(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理

今回の一連の措置で整理し切れなかった論点については、金融庁としての見解を引き続き検討し、今後の自己資本比率規制の見直しにつなげる。

(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入

自己資本比率規制上の自己資本比率の算定を外部監査の対象とすることについて、法令上の手当を含めて検討する。

(3) ガバナンスの強化

金融機関経営におけるガバナンスを強化するため、以下の施策を講ずる。

(ア) 外部監査人の機能

資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業的前提に関する評価については、外部監査人が重大な責任をもって、厳正に監査を行う。

(イ) 優先株の普通株への転換

政府が保有している銀行の優先株の普通株への転換については、期限の到来、経営の大幅な悪化など諸条件に該当する場合には転換する方向で、運用ガイドラインを可及的速やかに整備する。

(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出

健全化計画等の未達に関しては、その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する。

(エ) 早期是正措置の厳格化

早期是正措置における現行区分のあり方を含め、各区分における措置の内容を厳格に見直す。

(オ) 「早期警戒制度」の活用

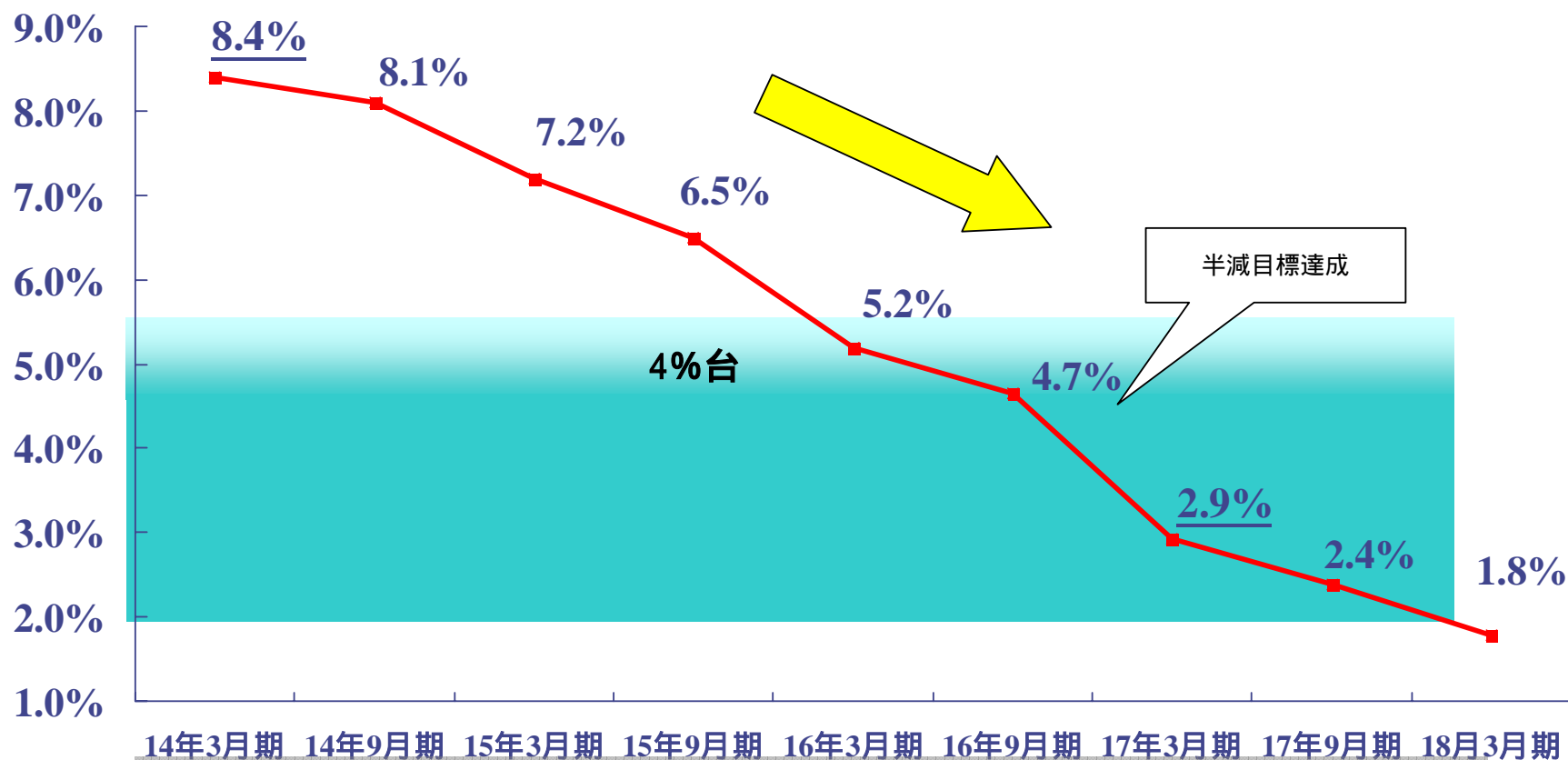
自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

4. 今後の対応

主要行を対象とした以上の措置を速やかに実施に移せるよう、本年11月を目途に作業工程表を作成、公表する。また、関連する諸制度の整備に努める。

また、中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する。

不良債権比率の推移(主要行)

**金融再生プログラム**

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

新しい自己資本比率規制(バーゼル)の概要

1. スケジュール

04年6月	バーゼル銀行監督委員会からバーゼル 最終案公表
04年10月 ~05年12月	3度にわたり「新しい自己資本比率規制」(第1の柱)告示の 改正案を公表、パブリック・コメント実施
05年11月	第2の柱に係る「実施方針」公表
06年3月	「新しい自己資本比率規制」告示の官報掲載
07年3月末	バーゼル の実施(先進的手法については2008年3月末)

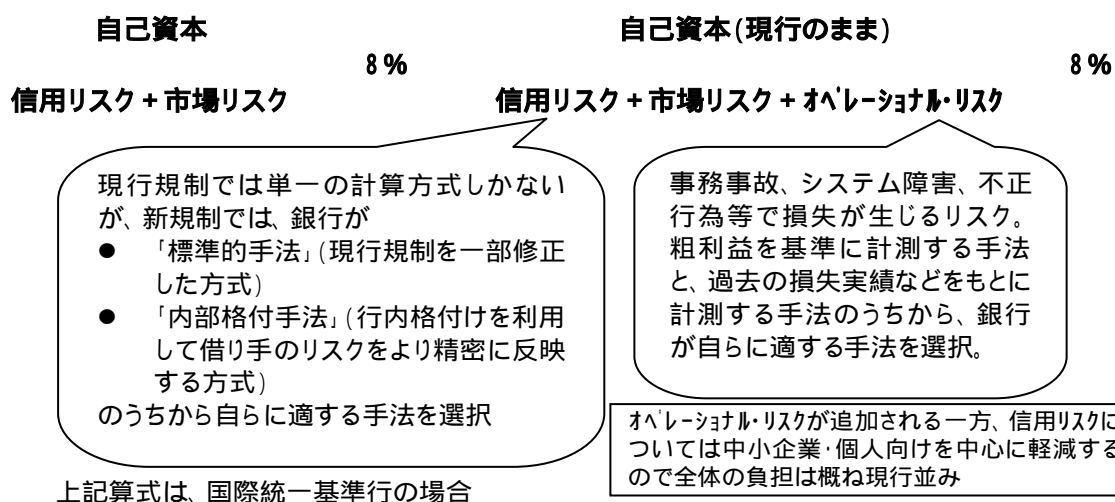
2. 適用対象

対 象	最低所要 自己資本比率	適 用
国際統一基準行	8%	バーゼル 最終案通り
国内基準行	4%	バーゼル 最終案に準拠

国際統一基準行:海外営業拠点を有する金融機関

3. バーゼル の内容

(1) 第1の柱 (最低所要自己資本比率)



(l) 信用リスク

信用リスク・アセット額 = (与信額(保証等オフ・バランス取引含む) × 各リスク・ウェイト)

(i) 標準的手法

リスク・ウェイトがより精緻に(現行規制の延長)。

(ア)中小企業・個人向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減。

(イ)延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減。

(ウ)貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可。

与信先区分	現行規制	新しい規制
国・地方公共団体	0 %	0 %
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10 %	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20 %	20 %
事業法人 (中小企業以外)	100 %	(格付に応じ) 20% ~ 150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100 %	75 %
住宅ローン	50 %	35 %
延滞債権	100 %	50% ~ 150% (引当率に応じて加減)
株式	100 %	100 %

事業法人の格付については、依頼格付のみ使用可能。

延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

(ii) 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。

債務者ごとのデフォルト()率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定	銀行推計

デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

(備考)内部格付手法における株式の取扱い

新規保有株式

複数の計算方法から選択。

(ただし、下限として政策保有株 100%以上、それ以外の上場株 200%以上、非上場株 300%以上)

既保有株式(わが国においては 04 年 9 月 30 日までに保有した株式)

10 年間(2014 年 6 月末まで)はリスク・ウェイト 100%(標準的手法と同じ)を適用。

(II) オペレーショナル・リスク (新規)

(事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク)

3つの手法から銀行が選択。

基礎的手法、粗利益配分手法、先進的計測手法

(、 は粗利益を基準に算出、 は過去の損失実績等をもとに計量化)

(2) 第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)

銀行自身が、第1の柱(最低所要自己資本比率)の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。

金融機関による統合的なリスク管理と当局による早期警戒制度に基づくモニタリング

・ 銀行勘定の金利リスク (例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の 20%を超える銀行(アウトライア-銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。

ただし、当該リスクは、第1の柱の計算式には含まれないことから、アウトライア-銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。

(3) 第3の柱(市場規律)

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める。

自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められている。

銀行については原則として四半期開示、協同組織金融機関については半期開示。

バーゼル の採用手法に係る承認状況一覧

(平成19年3月28日)

信用リスク (基礎的内部格付手法)

三菱UFJフィナンシャル・グループ (三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行) みずほフィナンシャルグループ (みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行) 三井住友フィナンシャルグループ (三井住友銀行) 住友信託銀行、三井トラスト・ホールディングス (中央三井信託銀行) 新生銀行、横浜銀行、千葉銀行、静岡銀行、滋賀銀行、福岡銀行、農林中央金庫

計: 12グループ 19先

オペレーショナル・リスク (粗利益配分手法)

三菱UFJフィナンシャル・グループ (三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、泉州銀行、日本マスタートラスト信託銀行) みずほフィナンシャルグループ (みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、資産管理サービス信託銀行) 住友信託銀行、三井トラスト・ホールディングス (中央三井信託銀行、三井アセット信託銀行) りそなホールディングス (りそな銀行、埼玉りそな銀行、りそな信託銀行、近畿大阪銀行) 新生銀行、新生信託銀行、日本トラスティ・サービス信託銀行、札幌北洋ホールディングス (札幌銀行、北洋銀行) 秋田銀行、横浜銀行、千葉銀行、八十二銀行、第四銀行、常陽銀行、ほくほくフィナンシャルグループ (北海道銀行、北陸銀行) 静岡銀行、滋賀銀行、山口フィナンシャルグループ (山口銀行、もみじホールディングス、もみじ銀行) 中国銀行、広島銀行、福岡銀行、農林中央金庫、農中信託銀行

計: 22グループ 45先

平成18年9月1日
金 融 庁

足利銀行の受皿の検討について

足利銀行については、栃木県を中心とする地域において同行が果たしている金融機能の維持が地域の信用秩序の維持のために必要不可欠であること等を総合的に勘案し、平成15年11月29日、預金保険法第102条の規定に基づき、金融危機対応会議の議を経て、第3号措置(一時国有化)を講じた。

足利銀行は、その後、新たに選任された経営陣の下で16年度から18年度の3か年を対象とする「経営に関する計画」を策定し、企業価値の向上を目指して、同計画に沿って、抜本的な経営改革、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に向けた取組みなど様々な施策を進めている。

金融庁は、足利銀行に第3号措置を適用した趣旨に鑑み、同行については、栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を持続可能な形で発揮できるよう、適切な経営管理体制(ガバナンス)を確立し、財務の健全性と収益性を確保することが重要であるとの認識の下、同行の取組みをフォローアップしてきたところである。

こうした中、本年5月24日、足利銀行から18年3月期における「経営に関する計画の履行状況」の報告が提出された。

金融庁は、この報告等を基に、経営に関する計画の最終年度である18年度の見通しも視野に入れつつ、足利銀行のこれまでの取組み状況について検証作業を進めてきたところ、検証結果は別紙のとおりであり、同行の取組みについては、着実にその成果をあげていると認められた。

このため、金融庁は、引き続き足利銀行の取組みをフォローアップするとともに、下記の方針に基づいて、同行の受皿について具体的な検討を開始することとした。

1. 受皿の検討に当たっての基本的な視点

足利銀行の受皿については、以下の点を基本的な視点として検討を行う。

金融機関としての持続可能性（サステナビリティ）

地域の中核的な金融機関として、適切な経営管理体制（ガバナンス）を確立し、財務の健全性とそれを維持できる収益性を確保することによって、金融仲介機能を持続可能な形で発揮できること。

地域における金融仲介機能の発揮

栃木県を中心とする地域において、利用者の信頼を確立し、中小企業金融の円滑化に積極的に取り組むとともに、それを通じて地域の再生・活性化に持続的に貢献できること。

公的負担の極小化

受皿への移行に際して預金保険機構による資金援助（金銭贈与）が実施されることとなるが、足利銀行の将来にわたる企業価値が適正に評価されることにより、全体としての公的負担をできる限り少なくできること。

2. 受皿選定作業の進め方

受皿選定作業については、概ね以下のような手順により進めていく。

(1) 第1段階

受皿に求める基本的な条件を提示して受皿候補先を募り（公募要領を公表）、事業計画の提出を求める候補先を選定。

(2) 第2段階

第1段階で選定した候補先に対し、足利銀行の受皿移行後の事業計画を提出するよう要請。その内容を審査して、譲受条件等の提出を求める候補先を絞り込む。

(3) 第3段階

第2段階で絞り込んだ候補先に対し、足利銀行の企業価値を適正に評価したうえで譲受条件及び必要な修正を加えた事業計画を提出するよう要請。それらの内容を審査して、最終的に受皿を決定。

(注)上記の手順については、状況に応じて変更することもあり得る。

- (4) なお、受皿の決定後は、受皿への移行に係る契約の締結・機関決定、銀行法に基づく認可等の取得、預金保険法に基づく資金援助に係る手続等が進められることとなる。

3. 足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ

上記の受皿選定作業の過程において、外部の有識者が専門的立場からアドバイスする場として、並びに、地域の意見のヒアリングを行う場として、「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」(金融庁長官の懇談会)を開催する。

委員は以下の5名であり、預金保険機構がオブザーバーとして出席する。

座長	村本 孜	成城大学社会イノベーション学部	学部長
委員	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科	教授
	島崎 憲明	日本経済団体連合会資本市場部	会長 (住友商事株) 代表取締役副社長執行役員)
	友永 道子	日本公認会計士協会	常務理事
	松嶋 英機	西村ときわ法律事務所	弁護士

足利銀行の取組み状況についての検証結果

【総括】

(1) 足利銀行においては、新経営陣による適切な経営管理・業務執行体制の下、「経営に関する計画」に示された収益基盤の再構築、徹底した資産健全化、ローコストオペレーション体制の確立のための具体的な施策が計画に沿って進捗しており、「地域金融機関としてのビジネスモデル」が着実に形成されてきている。

(2) 計数面をみると、基礎的な収益力を示す実質業務純益については、16、17年度の2期連続で400億円を上回る水準を確保しており、18年度においても同程度の水準の確保が見通せる状況となっている。

また、不良債権比率についても、16年3月末の20.62%から18年3月末の7.77%へと着実に低下してきており、19年3月末の計画(6%台)達成も十分視野に入ってきている。

(3) 経営に関する計画の最終年度である18年度においては、「地域金融機関としてのビジネスモデル」を確固たるものとするため、役職員一丸となって同計画に示された施策の総仕上げに取り組んでいくことが重要であると考えます。

特に、地域の利用者の信頼を確立し、地域金融機関として金融仲介機能を持続可能な形で発揮できるよう、収益基盤の再構築、中小企業等の再生に向けた取組みを継続するとともに、新人事制度の導入、新たな行動指針、融資の基本方針(クレジットポリシー)の浸透・定着等に取り組んでいくことが求められる。

【主な具体的取組み実績】

1. 適切な経営管理・業務執行体制の確立

(1) 委員会設置会社への移行、会議体の再編

委員会設置会社への移行により、経営に対する監督機能の強化を図るとともに、会議体の再編・決裁機能の付与等により、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を実現。

(2) 業務運営の適切性・透明性の確保

業務監査委員会(弁護士、公認会計士が社外委員として就任)を設置し、投融资・資産処分につき公正性、経済合理性、費用最小化等の観点を重視した業務運営を確保。

破綻に至った反省を踏まえ、融資の基本方針(クレジットポリシー)を策定、公表。
役割・権限・責任の明確化を図るため、行内規範類を改定。

(3) リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の強化

リスク管理委員会とALM委員会をALM会議に統合のうえ決裁機能を付与し、経営の意思決定の迅速化・効率化を実現。

信用リスク・市場リスク・政策投資株式リスク、ALMリスク等の各種リスクを計量化し、限度額を設定。業務運営に当たっての銀行全体のリスク量を制御。

本部組織体制の見直し、与信ポートフォリオ会議の設置、与信アラームライン制度の制定、信用格付制度・貸出金ガイドライン金利の見直し等により、信用リスク管理態勢を強化。

コンプライアンス会議、コンプライアンス統括室を設置し、コンプライアンス実践計画に基づく進捗管理の実効性を確保。

(4) 人材マネジメント改革

過去問題調査ワーキングチームの調査結果により得られた過去の反省や教訓等を踏まえ、「お客さま志向」、「当事者意識」を柱とする新たな行動指針を策定。

新たな行動指針に基づいた行動が適切に評価されるよう、役割と成果貢献に応じた処遇を行う新人事制度を構築。

2. 収益基盤の再構築

(1) 小口分散化された与信ポートフォリオの構築

中小企業向け貸出の増強

取引先とのコミュニケーションの強化、小口金融の裾野拡大に向けた以下のような施策に取り組んだこと等により、法人融資先数(正常先～要管理先)は着実に回復し破綻以前の水準を超え、また、法人向けの正常債権残高も増加に転じた。

- ・ 地区営業体制の見直し

(5地区に再編し、各地区の業績責任を担うエリア本部長を配置)

- ・ 小口金融に特化したリテールセンター等の積極的な展開
- ・ 新たなパッケージ型融資商品等の開発・提供
- ・ ビジネスマッチング業務等の情報営業の強化

法人融資先数：16,124 先(16/3 末) 18,635 先(18/3 末)

法人向け正常債権残高：14,170 億円(17/3 末) 14,932 億円(18/3 末)

個人ローンの増強

ローンセンターの増設、休日営業拠点の拡大等の体制整備、住宅ローンの商品性・審査体制の見直し等により、住宅ローンを中心に個人ローン残高は着実に増加。

個人ローン残高：8,266 億円(16/3 末)	9,920 億円(18/3 末)
うち住宅ローン：7,481 億円(16/3 末)	9,300 億円(18/3 末)

(2) 非金利収入の拡大

預り資産（投資信託、債券、保険）の販売態勢の強化等により、預り資産残高、役務取引等利益ともに着実に増加。

個人預り資産残高：1,400 億円(16/3 末)	3,857 億円(18/3 末)
役務取引等利益：113 億円(16/3 期)	131 億円(18/3 期)

3. 徹底した資産健全化

(1) 中小企業等の再生に向けた取組み

産業再生機構、整理回収機構、中小企業再生支援協議会及び企業再生ファンドを積極的に活用すること等により、中小企業等の再生を積極的に支援。再生支援実施先に対する継続的なモニタリングを実施。

外部機関を活用した企業再生支援(18/3 末までの累計)

- ・産業再生機構：11 件
- ・整理回収機構：6 件
- ・中小企業再生支援協議会：57 件

法人融資先における要注意先・要管理先・破綻懸念先からの上位遷移数

・16/3 末 17/3 末：1,424 先	・17/3 末 18/3 末：1,130 先
------------------------	------------------------

(2) 不良債権の処理

企業再生支援の進展、企業業績の改善、整理回収機構への売却等により、不良債権残高は 16 年 3 月末に比べ約 3 分の 1 の水準まで圧縮。不良債権比率も着実に低下。

不良債権残高：7,317 億円(16/3 末)	2,488 億円(18/3 末)
不良債権比率：20.62%(16/3 末)	7.77%(18/3 末)

(注)不良債権残高及び不良債権比率は、リスク管理債権ベース。

4. ローコストオペレーション体制の確立

(1) 人件費及び物件費の削減

行員数の削減、年収水準の引下げ、店舗機能の再構築等の各種合理化策の実施により、人件費及び物件費は着実に減少。

行員数：2,628 名(16/3 末)	2,180 名(18/3 末)
人件費：204 億円(16/3 期)	197 億円(18/3 期)
物件費：239 億円(16/3 期)	183 億円(18/3 期)

(2) 店舗機能の再構築

中核店舗（フルバンキング店舗）にバックオフィス業務や人員を集約する一方、その近隣店舗は小口金融に特化したリテールセンター等として業務展開するなど、利用者の利便性と経費とのバランスのとれた店舗運営を実施。

有人店舗数合計	: 167 店(16/3 末)	150 店(18/3 末)
うちフルバンキング店舗	: 101 店(16/3 末)	78 店(18/3 末)
うちリテールセンター等	: 0 店(16/3 末)	42 店(18/3 末)

(3) 本部組織のスリム化

本部から営業店への行員の再配置により、本部組織をスリム化。

本部行員比率	: 13.3%(16/3 末)	10.5%(18/3 末)
--------	-----------------	---------------

(4) 子会社の整理等

整理方針のファイナンス子会社・資産管理子会社 6 社については、18 年 3 月末までに清算手続等が全て完了。また、寮・社宅等の保有資産についても積極的に売却処分。

5. 収益計画

上記の取組みにより、収益計画における目標を達成。

(単位：億円)

		16/3 期	17/3 期	18/3 期	19/3 期計画
実質業務純益	計画		438	399	428
	実績	512	455	440	
(業務粗利益)	計画		871	824	827
	実績	983	884	847	
(経費)	計画		432	425	398
	実績	471	428	406	
当期純利益	計画		397	366	405
	実績	7,828	1,219	1,603	
資本勘定	計画		6,492	6,175	5,819
	実績	6,790	5,622	3,879	
ROA	計画		1.16%	1.04%	1.10%
	実績	1.05%	1.20%	1.14%	
OHR	計画		49.67%	51.58%	48.22%
	実績	47.89%	48.47%	48.00%	
不良債権残高	計画		4,000 程度	2,500 程度	2,000 程度
	実績	7,317	3,983	2,488	
不良債権比率	計画		12% 台	8% 台	6% 台
	実績	20.62%	12.50%	7.77%	

公 募 要 領

．受皿に求める基本的な条件

足利銀行の受皿は、銀行法、預金保険法等の関係法令に定められた要件を満たすとともに、以下に掲げる基本的な条件のすべてに適合している必要がある。

1．金融機関としての持続可能性と質の高い経営管理の確保

- (1) 金融機関としての使命・役割を十分理解した経営理念・方針及び経営管理体制（ガバナンス）を確立できること
- (2) 金融機関として自律性のあるリスク管理態勢を構築できること
- (3) 十分な自己資本を確保するとともに、安定的な収益力を定着させることにより、財務の健全性を維持・向上できること

2．地域における金融仲介機能の発揮

- (1) 栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に発揮することについて、明確なコミットメントが存在していること
- (2) 一時国有化の下で進められてきた収益力の強化、資産内容の健全化及び業務運営の効率化の成果をベースとして、これらを更に発展させることのできる営業体制及び人事管理政策を確立できること
- (3) 地域の利用者の信頼を得つつ地域密着型金融を推進するとともに、利用者利便の向上や地域の活性化に継続的に貢献できること

3．企業価値の適正な評価

- (1) 足利銀行の企業価値を適正に評価できること
- (2) 足利銀行の譲受けに必要な資金を確実に調達できること

. 応募方法

1. 応募書類の記載項目

受皿候補は、以下の項目を記載した応募書類を提出すること。なお、様式は A 4 文書を基本とする。

- (1) 受皿候補の概要
- (2) 受皿への移行後の基本的な経営方針及びビジネスモデルの概要 (2 ~ 3 枚程度)
- (3) 上記 の「受皿に求める基本的な条件」の各条件についての考え方 (4 ~ 5 枚程度)
- (4) 本件に係る担当者の氏名、所属、役職及び連絡先 (電話番号、F A X 番号、電子メールアドレス)。なお、複数の者が共同で受皿候補になる場合は、責任者 (当該受皿候補全体を統括し、金融庁との交渉に責任を持つ者をいう。以下同じ。) のものを記載すること

(注 1) 同一の者が複数の受皿候補に所属することは認められない。

(注 2) 複数の者が共同で受皿候補になる場合は、責任者は応募書類を取りまとめたうえで、受皿候補を構成する者の一覧と併せて提出する。

(注 3) 上記(1) ~ (3)の記載項目に加えて、特に強調したい事項がある場合は、別途参考書類を添付することも可とする。

(注 4) 特別危機管理銀行の受皿への移行は、預金保険法の諸規定 (資金援助の申込み (第 59 条、第 118 条等)、適格性の認定 (第 61 条) 等) に沿って行われることに留意する。

2. 応募書類の提出期限及び提出場所等

- ・ 提出期限 平成 18 年 12 月 15 日(金) 午後 5 時
- ・ 提出場所 東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 1 番 1 号
中央合同庁舎第 4 号館 8 階
金融庁 監督局総務課 信用機構対応室
- ・ 提出部数 原本 1 部及び副本 25 部
- ・ 応募書類(原本)には、受皿候補(複数の者が共同で受皿候補になる場合はすべての者)の代表者名を記載し、代表者印を押印すること(代表者印がない場合は代表者のサインでも可)。
- ・ 審査結果については、審査終了後速やかに通知する。その際、複数の者が共同で受皿候補になっている場合は、責任者に対してのみ通知する。
- ・ 応募書類の返却は行わない。
- ・ 応募書類は非公表とする。

留意事項

- ・ 今後、上記 の基本的な条件に加え、追加的な条件を提示することがあり得る。
- ・ 受皿候補は、応募に向けた検討状況及び自身の応募の事実、並びに今後の受皿選定の過程を通じて知り得た又は生じた一切の情報(作成した書類を含む)を公表しないものとする。
- ・ 今後、受皿選定作業の過程において、受皿候補が足利銀行に関する非開示情報の提供を受ける場合は、受皿候補はあらかじめ守秘義務契約を締結することになる。

参考資料

足利銀行の受皿の検討について（平成 18 年 9 月 1 日）

<http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060901-1.html>

足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ

http://www.fsa.go.jp/singi/ashigin_ukezara/index.html

経営に関する計画

- ・ 足利銀行の「経営に関する計画」について（平成 16 年 2 月 6 日）
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/ginkou/f-20040206-1.html>
- ・ 足利銀行の「経営に関する計画」について（平成 16 年 6 月 11 日）
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/ginkou/f-20040611-2.html>
- ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況について（平成 16 年 12 月 1 日）
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20041201-1.html>
- ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況について（平成 17 年 5 月 25 日）
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050525-2.html>
- ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況について（平成 17 年 11 月 25 日）
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/f-20051125-9.html>
- ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況について（平成 18 年 5 月 24 日）
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/20060524-2.html>

足利銀行のディスクロージャー誌等については、足利銀行のホームページをご覧ください。

足利銀行のホームページ：<http://www.ashikagabank.co.jp/>

事業計画書に盛り込むべき項目

1. 事業計画

(1) 受皿候補及び足利銀行の譲受けスキーム

受皿候補

採用する譲受け方式

譲受けスキームの全体像

銀行法及び預金保険法上の認可等の基準への適合性

銀行法、預金保険法以外の法令上の認可等の必要性及び基準への適合性

(2) 責任ある経営体制を確立するための方策

経営理念・経営方針

役員構成及び選任に関する方針

経営管理体制の整備

資本政策

(3) 業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策

リスク管理態勢の整備

法令等遵守態勢の整備

利用者保護を図るための取組み

株主、その関係者及び役員との取引の適正を確保するための方策

(4) 財務の健全性及び収益性の維持・向上を図るための方策

十分な自己資本の確保及び自己資本政策

収益管理態勢の整備及び収益力の向上

(5) 地域において金融仲介機能を発揮するための方策

中長期の経営戦略及びビジネスモデル

地域における金融仲介機能の継続的な発揮に対するコミットメントの実効性を確保するための方策

地域密着型金融の推進に関する方策

利用者利便の向上を図るための方策

地域の活性化に資する方策

(6) 地域において金融仲介機能を発揮するための体制整備

営業体制の整備

人事管理政策

システム投資に関する方針

子会社・関連会社の保有に関する方針

(7) 資産・負債・自己資本計画及び損益計画

2. その他

(1) 足利銀行の企業価値を適正に評価するための態勢及び手法

(2) 足利銀行の譲受けに必要な資金の調達方法

(3) 外部専門家及び代理人の活用

平成19年3月期決算の概要【収益】

【収益の実績および計画対比】

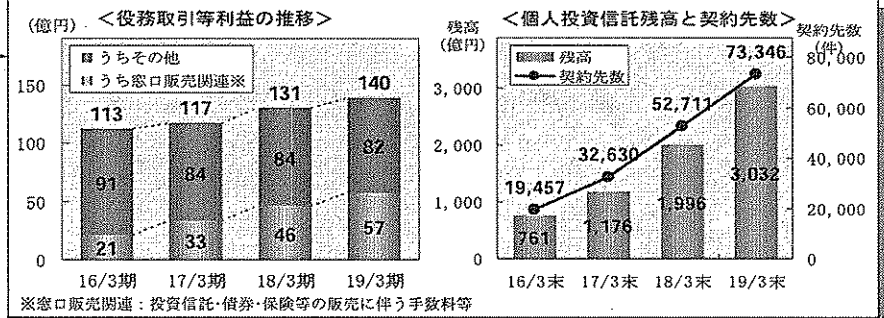
(単位：億円)

	18/3期 実績	19/3期 実績	19/3期 計画	18/3期比	19/3計画比
(収益)					<計画比(%)>
業務粗利益	847	866	827	18	104.7%
資金利益	703	717	686	14	104.5%
役務取引等利益	131	140	129	8	108.5%
その他業務利益	13	8	10	▲5	80.0%
経費	(-406)	(-401)	(-398)	▲5	100.7%
人件費	(-197)	(-194)	(-176)	▲2	110.2%
物件費	(-183)	(-179)	(-192)	▲4	93.2%
一般貸倒引当金繰入額	-	-	-	-	-
業務純益	440	465	428	24	108.6%
実質業務純益	440	465	428	24	108.6%
不良債権処理損失額	(-25)	(-89)	(-70)	(-)63	127.1%
株式等関係損益	49	▲9	50	▲59	-
経常利益	431	434	408	2	106.3%
特別損益	1,173	332	▲1	▲840	-
当期純利益	1,603	766	405	▲837	189.1%
(経営指標)					<計画差>
貸出金利回	2.07%	2.08%	2.13%	0.01%	▲0.05%
有価証券利回	0.84%	1.14%	0.64%	0.30%	0.50%
国内預金利回	0.03%	0.09%	0.03%	0.06%	0.06%
国内預貸金利回差	2.04%	1.98%	2.10%	▲0.06%	▲0.12%
非金利収入比率	17.06%	17.15%	16.98%	0.09%	0.17%
OHR	48.00%	46.29%	48.22%	▲1.71%	▲1.93%
ROA	1.14%	1.13%	1.10%	▲0.01%	0.03%
不良債権比率(引当管理債権)	7.77%	5.67%	6%台	▲2.10%	-

<資金利益> (億円)

	16/3期 (実績)	17/3期 (実績)	18/3期 (実績)	19/3期 (計画)	19/3期 (実績)	計画比
資金運用収益	967	798	773	713	817	104
うち貸出金利息	844	719	648	654	659	5
うち有価証券利息配当	100	52	62	45	97	52
うちその他利息	21	26	63	13	61	48
資金調達費用	(-102)	(-43)	(-70)	(-26)	(-100)	▲74
うち預金利息	(-45)	(-42)	(-70)	(-26)	(-93)	▲67

	16/3期 (平残)	17/3期 (平残)	18/3期 (平残)	19/3期 (平残)	19/3期 (末残)
貸出金(正常先~要管理先)	31,384	28,369	29,121	30,500	30,957



<不良債権処理関係損益の内訳> (億円)

	19/3期
不良債権処理損失額	(-)89
貸出金償却	(-)79
貸出金売却損	(-)10
貸倒引当金戻入益	306
償却債権取立益	26
計	243

<引当率>

	16/3期	17/3期	18/3期	19/3期
正常先	0.42%	0.38%	0.36%	0.32%
要注意先	14.50%	10.24%	8.74%	3.33%
要管理先	50.99%	50.46%	26.14%	20.66%
破綻懸念先	98.00%	100%	87.00%	78.73%
実質破綻先	100%	100%	100%	100%
破綻先	100%	100%	100%	100%

<企業再生支援の取組先数>

	16年度	17年度	18年度	累計
産業再生機構(IRCI)	13	-	-	13
整理回収機構(RCC)	9	5	4	18
中小企業再生支援協議会	22	37	30	89
その他(私的整理・ドメイン等)	1	1	3	5
合計	45	43	37	125

※1. 今回より、企業グループ単位による件数表示を、個社単位による先(社)数表示に変更するとともに、他行主導や公的機関を活用しないスキームによる再生支援先を含んでおります。
 ※2. 取組継続数は、RCC2先、協議会19先となっております。

<不良債権減少の内訳> (億円)

減少	金融支援・ランクアップ	▲713
	回収(約定弁済・担保処分等)	▲313
	直接償却・部分直接償却等	▲367
増加	新規発生(ランクダウン)	734
19/3-18/3不良債権減少額		▲659

<法人融資先の債務者区分の上昇(18/3→19/3)>
 ○ランクアップ数：1,478先(1,131億円)
 ※自己査定ベースによる要注意先・要管理先・破綻懸念先からのランクアップ数。なお、同基準によるランクダウン数は805先(943億円)。

<リスク管理債権の推移> (億円)

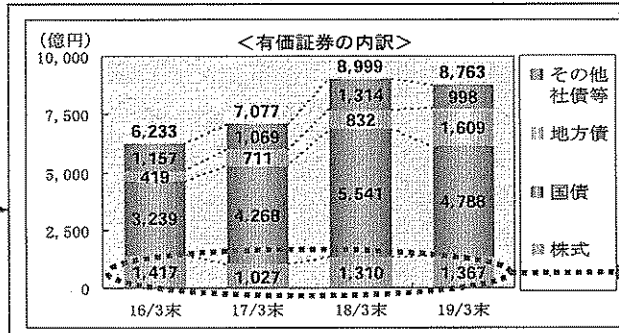
	19/3	18/3比	18/3
破綻先債権	74	14	59
延滞債権	1,205	▲189	1,395
3ヶ月以上延滞債権	6	2	3
貸出条件緩和債権	543	▲486	1,029
合計	1,829	▲659	2,488
貸出金残高(未残)	32,237	245	31,991
リスク管理債権比率	5.67%	▲2.10%	7.77%
部分直接償却実施額	714	91	623

平成19年3月期決算の概要【資産・負債】

【資産・負債の実績】

(単位：億円)

	16/3期 実績	18/3期 実績	19/3期 実績	18/3期比
(資産の部)				
現金預け金	2,821	959	824	▲134
コールローン	369	983	960	▲22
有価証券	6,233	8,999	8,763	▲236
貸出金	35,474	31,991	32,237	245
正常債権	28,156	29,503	30,407	904
リスク管理債権	7,317	2,488	1,829	▲659
貸倒引当金	△5,265	△1,588	△950	(-)637
固定資産(動産不動産等)	202	259	261	2
その他	1,037	932	847	▲85
資産の部合計	40,873	42,537	42,944	407
(負債の部)				
預金	44,762	43,104	43,187	82
うち個人預金	30,365	29,224	29,465	241
うち法人預金	9,093	8,874	8,768	▲106
うちその他	5,302	5,006	4,953	▲52
譲渡性預金	36	120	50	▲70
コールマネー	900	500	1,345	845
退職給付引当金	479	195	139	▲55
その他	1,485	2,497	1,271	▲1,225
負債の部合計	47,663	46,417	45,993	▲423
(純資産の部)				
資本金	1,474	1,474	1,474	0
利益剰余金	△8,518	△5,694	△4,928	766
当期純利益	△7,828	1,603	766	▲837
有価証券評価差額金等	254	340	405	64
純資産の部合計	△6,790	△3,879	△3,048	830

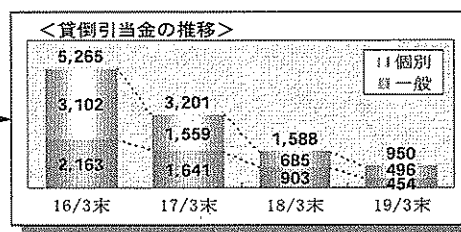
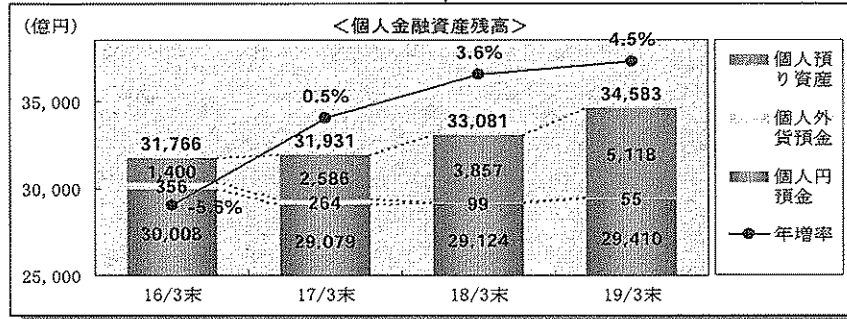
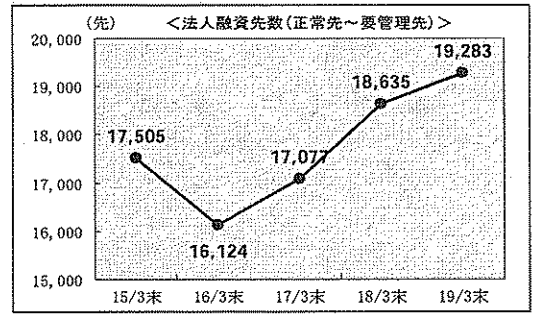
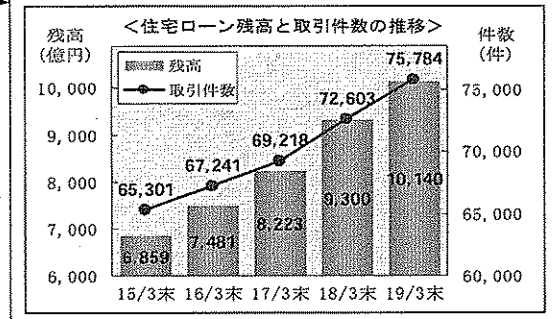
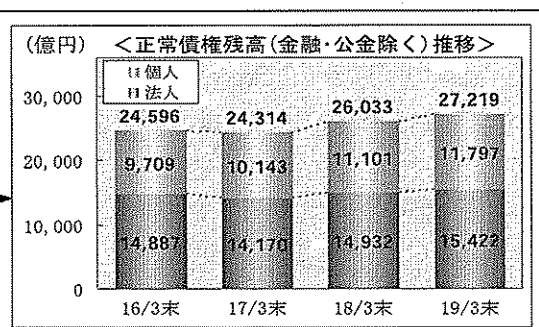
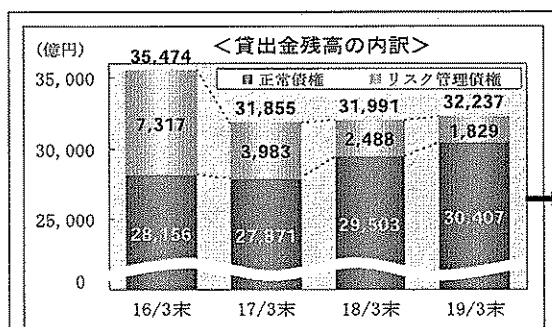


<国内債券のデュレーション(単位:億円、年)>

	16/3末	17/3末	18/3末	19/3末
国内債券残高	4,423	5,623	7,050	7,016
デュレーション	3.47	3.57	3.56	3.59

<株式の内訳(単位:億円)>

	16/3末	17/3末	18/3末	19/3末
上場・店頭	1,096	708	992	1,051
取得簿価	794	500	486	479
評価損益	301	208	505	571
非上場	321	318	318	316
合計	1,417	1,027	1,310	1,367

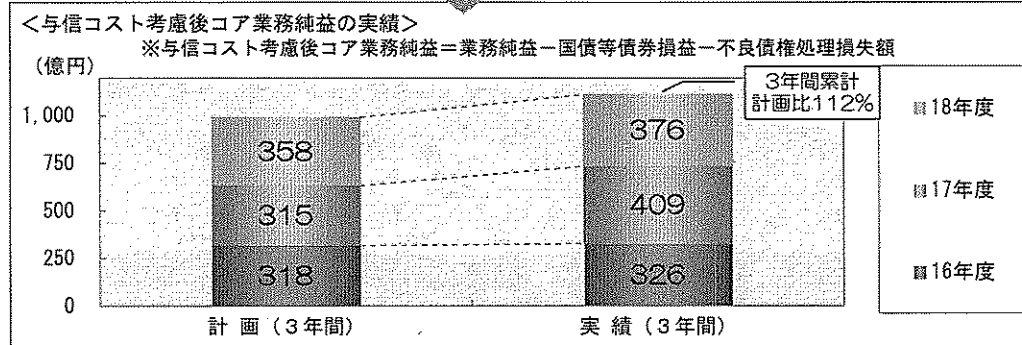
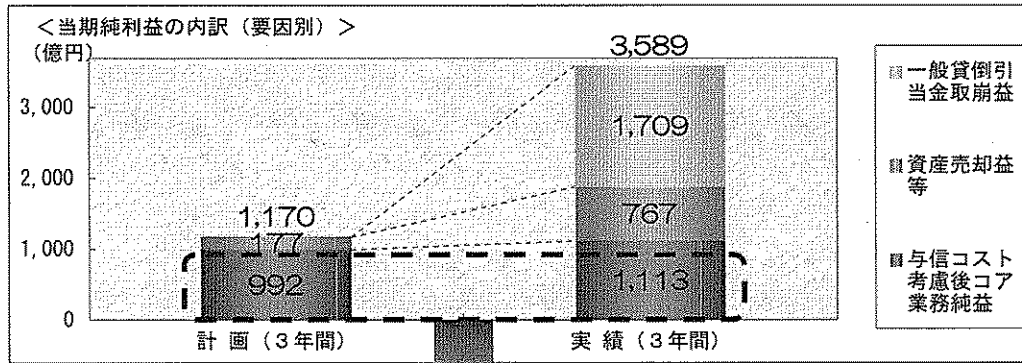


<金融再生法開示債権の保全状況> (億円)

	破産更生債権等	危険債権	小計	要管理債権	合計
与信残高(A)	324	961	1,286	549	1,835
担保・保証等保全額(B)	229	453	682	160	842
非保全額(C)=(A)-(B)	95	508	603	389	993
貸倒引当金(D)	95	400	495	111	607
保全額(E)=(B)+(D)	324	853	1,178	272	1,450
引当率(D/C)	100%	78.7%	82.0%	28.7%	61.1%
保全率(E/A)	100%	88.7%	91.5%	49.5%	78.9%

経営に関する計画に基づく3年間の実績

【収益性】



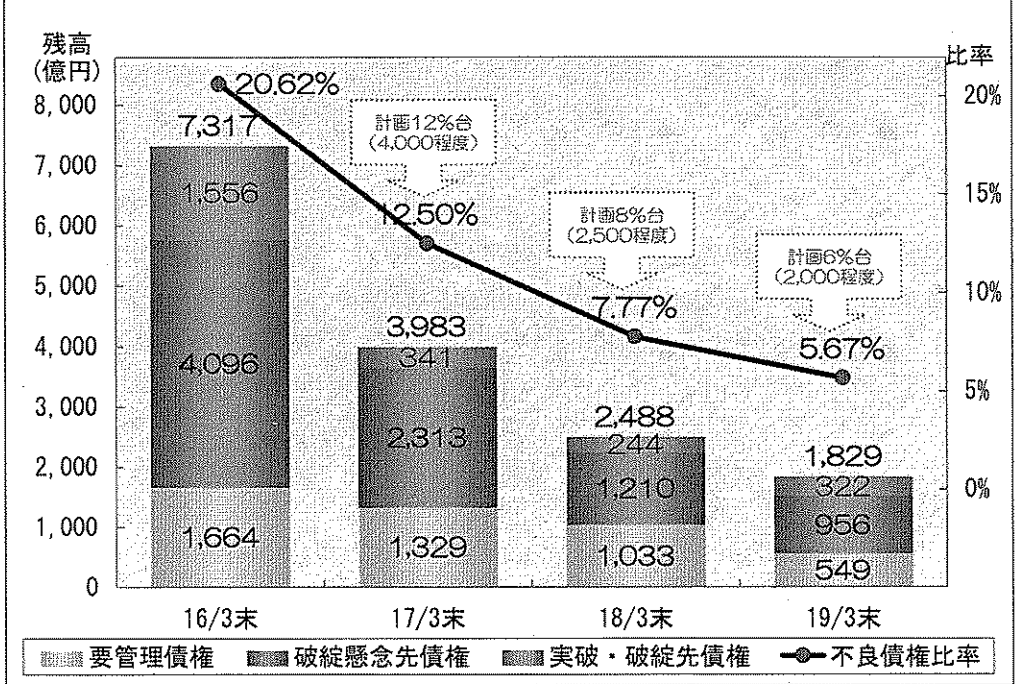
<債務超過額圧縮の実績と計画比>

(単位: 億円)

	16年3月期	計画(3年間)	実績(3年間)	計画比
当期利益累計		1,170	3,589	+2,419
有価証券評価差額金等		19/3末計画54	19/3末実績405	+351
債務超過額	▲6,790	▲5,819	▲3,048	+2,771

【健全性】

<不良債権残高と比率の推移(リスク管理債権ベース)>



<不良債権減少の内訳(要因別)>

(単位: 億円)

	16年度	17年度	18年度	累計	
減少要因	金融支援・リファクタ	1,387	741	713	2,841
	回収・返済	830	474	313	1,617
	償却・売却等	1,877	579	367	2,823
	減少要因合計	4,094	1,794	1,393	7,281
要因増加	760	299	734	1,793	
不良債権減少額	3,333	1,495	659	5,488	

適切な業務運営体制の構築

1. リスク管理態勢

- ・リスクカテゴリーごとにリスク限度額を設定し、その範囲内で業務運営を行うことにより、当行全体のリスク量を制御している。
- ・今後、システム面を整備し、収益管理やALMにおける管理態勢をさらに強化する。

2. 与信業務・信用リスク管理

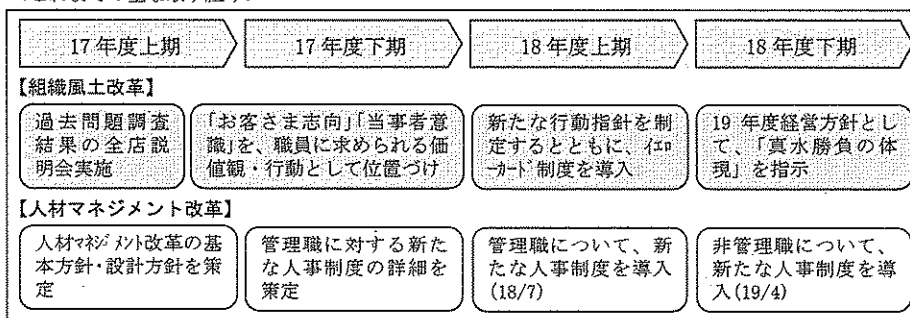
- ・16年度以降、組織体制の見直しとともに、諸制度の制改定やモニタリング態勢の整備を実施。
 <これまでの主な取り組み>

組織体制の見直し	諸制度の制改定	モニタリング態勢整備
<ul style="list-style-type: none"> ・お取引先ごとの特徴を踏まえた融資体制（地域金融部・市場金融部・公務金融室） ・与信統括室により、信用格付制度と自己査定を一体的に運営・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用格付制度の随時見直し、貸出金ガイドライン金利の精緻化 ・総与信額が一定額を超える見込みがある場合の事前協議ルール制定 ・「融資の基本方針（クレジットポリシー）」の制定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・与信ボートフォリオ会議 ・企業再生モニタリング委員会 ・「定期モニタリング」による大口与信管理 ・デフォルト事象の分析・検証体制の構築

3. 組織風土改革・人材マネジメント改革

- ・職員が「地域金融・サービス業の原点に回帰」した行動を実践できるよう、組織風土改革を進めるとともに、「お客さま志向」「当事者意識」に基づいた行動が適切に評価されるよう、新人事制度を導入（総称：人材マネジメント改革）。

<これまでの主な取り組み>



4. システムインフラの整備

当行の基幹システムに関する現状と課題		今後の対応方針	現在の取組状況
【現状】 ・安定運用を継続 ・ニーズを踏まえた機能改善を随時実施 ・運用業務をアウトソーシング	【課題】 ・第三次オンライン移行後、15年以上が経過 ・平成22年にアウトソーシング契約期限が到来	特別危機管理終了後においても、継続したシステムの安定運用を確保するため、アウトソーシング契約期限までの基幹システム更改を前提に、検討を行うこととした。	アウトソーシング契約期限が到来する平成22年の基幹システム移行完了を目指し、システム更改にかかる開発の要件定義を進めている。

ローコストオペレーション体制の確立

1. 人員ならびに人件費・物件費の状況

- ・行員数は既に計画を達成。今後も、小口金融担当者や幹部級職員等の中途採用を実施するとともに、職員の貢献度に応じた処遇を行う新人事制度の適切な運用に努める。
- ・人件費は前年比▲2億円の194億円（計画比+18億円）、物件費は前年比▲4億円の179億円（計画比▲13億円）となった。

<人員ならびに人件費・物件費の実績と計画>

（単位：人、億円）

	16/3 (実績)	17/3 (実績)	18/3 (実績)	19/3 (計画)	19/3 (実績)	計画比
行員数	2,628	2,300	2,180	2,200	2,131	▲69
人件費	204	196	197	176	194	18
うち給与・賞与	144	132	134	127	140	13
物件費	239	202	183	192	179	▲13
1人当り業務純益(百万円)※	19.5	19.8	20.2	19.4	21.8	2.4

※1人当り業務純益(百万円) = 業務純益(一般貸倒引当金繰入前) ÷ 各期末行員数により算出。

2. 有人店舗チャネルの再構築

- ・18年度は、1支店を廃止するとともに、15支店8出張所をリテールセンター等の軽量化店舗に機能を変更（19/3末現在、軽量化店舗は65か店で展開）。

<有人店舗数の実績と計画>

	16/3末 (実績)	17/3末 (実績)	18/3末 (実績)	19/3末 (計画)	19/3末 (実績)	計画比
国内本支店数	101	99	99	93	98	5
うち「フルバンク」店舗	101	89	78	53	62	9
うち「リテールセンター」等※1	-	10	21	40	36	▲4
有人出張所数※2	66	56	51	44	51	7
うち「リテールセンター」	-	8	21	-	29	29
有人店舗数合計	167	155	150	137	149	12
ローンセンター	19	21	23	25	23	▲2

※1. リテールセンター等：融資事務を母店へ集約した店舗、小口金融に業務特化した店舗など、業務の軽量化または機能を特化した支店数。なお、母店と同一店舗内にて営業する支店内支店1か店を含む。
 ※2. 母店と同一店舗内にて営業する支店内出張所1か店、ローンセンター機能に特化した出張所1か店を含む。

3. 保有資産の処分

- ・寮・社宅・保養所について、18年度は5件を売却（16年度以降の売却累計は48件）。
- ・保有株式については、堅調な株価推移や受取配当金の増加もあり、計画にこだわらずに対応。

<寮・社宅・保養所の物件推移>

	16/3末 (実績)	17/3末 (実績)	18/3末 (実績)	19/3末 (計画)	19/3末 (実績)	計画比
寮・社宅(社宅空地含)	63	52	22	32	17	▲15
保養所(閉鎖済)	2	1	0	0	0	0

<保有株式残高(上場・店頭株式)>

(単位：億円)

	16/3末 (実績)	17/3末 (実績)	18/3末 (実績)	19/3末 (計画)	19/3末 (実績)	計画比
保有株式残高	794	500	486	400	479	79

資料9 - 6 - 1

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成18年8月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	17/3 実績	18/3 健全化計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化計画	18/3 実績
三井住友	9,405	9,500	9,656	717	6,100	7,209	1,368	3,500	5,195
りそな5行	3,652	2,920	3,451	3,172	1,960	3,366	3,863	1,840	3,907
三井トラスト 2行(注2)	1,919	1,834	1,838	1,523	1,236	1,279	940	1,134	1,200

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	17/3 実績	18/3 健全化計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化計画	18/3 実績
ほくほく2行(注2)	910	880	920	341	476	505	152	259	290
琉球	169	176	177	80	3	16	58	8	13
新生	550	621	692	467	620	605	681	680	749
千葉興業	160	131	140	38	80	71	44	74	84
あおぞら	497	550	642	437	380	607	869	420	1,199
東日本	142	137	144	104	83	114	59	47	68
岐阜	61	50	46	23	23	32	19	24	28
親和(注2)	285	226	350	178	39	120	205	15	50
西日本シティ(注2)	505	518	561	190	253	299	78	109	126

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier 比率			自己資本計			リスクアセット		
	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績
三井住友F	9.94	10.70	12.39	5.38	5.98	7.11	60,201	67,140	80,944	605,526	627,000	653,223
りそなH	9.74	8.46	9.97	5.27	5.14	5.95	22,034	20,871	23,860	226,140	246,600	239,307
三井トラストH	10.34	10.81	12.35	6.82	7.57	8.50	9,640	10,576	10,868	93,205	97,800	87,955

(注)連結ベース。

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier 比率			自己資本計			リスクアセット		
	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績
ほくほくF	8.33	8.12	9.00	5.95	6.34	6.47	4,397	4,293	4,681	52,724	52,863	52,007
琉球	10.96	10.80	10.92	10.06	9.98	10.16	984	980	961	8,979	9,069	8,799
新生	11.78	12.00	15.53	7.00	7.40	10.27	7,789	8,961	11,154	66,110	74,630	71,805
千葉興業	9.38	9.70	9.67	8.07	8.62	8.54	1,147	1,178	1,197	12,223	12,142	12,375
あおぞら	18.70	16.08	19.47	18.31	15.64	19.12	6,172	6,706	7,313	33,003	41,700	37,550
東日本	8.85	9.12	9.04	7.89	8.17	8.10	974	1,013	1,035	11,008	11,098	11,451
岐阜	8.13	8.65	8.86	6.32	6.90	6.47	319	340	375	3,931	3,931	4,238
親和	5.33	7.01	8.17	3.35	3.73	4.96	815	1,031	1,226	15,279	14,698	15,009
西日本シティ	8.20	7.30	8.50	5.16	4.86	5.53	3,266	2,912	3,478	39,830	39,914	40,892

(注)ほくほくF、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況 (役員数、従業員数等)

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費 + 物件費(参考)		
	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績
三井住友F (注1)	25	23	22	21,020	20,900	20,322	205,305	207,300	193,672	259,613	267,900	276,699	544,454	557,200	549,875
りそなH (注1)	68	68	50	14,700	14,870	14,521	112,885	123,800	119,484	147,153	153,900	143,413	324,719	352,000	327,484
三井トラストH (注1、2)	17	17	17	4,819	4,700	4,585	40,790	41,700	35,416	41,800	43,000	42,496	100,535	102,600	94,552

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績
ほくほくF(注1、2)	24	24	24	4,506	4,300	4,294	40,257	39,833	40,332	30,527	30,526	29,994	83,581	83,471	83,229
琉球	11	11	11	1,244	1,203	1,203	9,648	9,567	9,565	5,848	5,818	6,042	18,624	19,032	19,050
新生	25	29	29	2,041	2,100	2,094	28,576	30,100	29,689	27,023	28,700	28,302	65,465	69,500	69,442
千葉興業	8	8	8	1,304	1,282	1,250	9,905	9,879	9,809	8,249	8,531	8,564	22,710	22,601	22,462
あおぞら	16	17	17	1,492	1,550	1,451	16,673	18,600	17,969	14,862	16,800	17,712	38,289	42,800	41,581
東日本	14	14	14	1,395	1,402	1,398	11,039	11,081	10,934	6,249	6,236	6,234	19,628	20,135	19,741
岐阜	7	7	7	607	594	589	3,745	3,930	3,779	3,032	3,283	3,079	8,287	8,824	8,386
九州親和H(注1、2)	15	14	14	2,125	2,070	2,039	17,338	15,306	14,442	8,333	8,418	7,907	31,171	29,278	27,700
西日本シティ(注2)	22	22	22	4,508	4,514	4,365	37,122	37,675	35,713	30,742	30,090	30,198	77,279	77,990	74,456

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

リストラの状況 (役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金			平均給与月額		
	うち役員報酬						(百万円)			(千円)		
	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績
三井住友F (注2)	552	490	463	552	490	463	33	73	72	494	494	492
りそなH (注2)	1,009	1,100	837	1,009	1,100	837	3	-	-	427	446	429
三井トラストH (注2、3)	308	325	312	308	325	312	26	50	6	405	405	404

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額		
	うち役員報酬						(千円)		
	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績	17/3 実績	18/3 健全化 計画	18/3 実績
ほくほくF(注2、3)	219	242	234	215	239	230	400	400	404
琉球	94	94	93	93	93	93	364	367	367
新生	1,791	2,010	1,636	1,791	2,010	1,636	487	499	492
千葉興業	69	73	72	69	73	72	386	386	386
あおぞら	231	300	273	231	300	273	469	490	474
東日本	197	197	190	197	197	190	386	390	386
岐阜	49	57	57	49	57	57	370	373	379
九州親和H(注2、3)	206	140	130	200	139	129	362	360	351
西日本シティ(注3)	318	311	296	318	311	296	403	409	403

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	18年3月期 計画(対前期比)	18年3月期 実績(対前期比)
三井住友	15,000	31,275
りそな5行	6,248	11,532
三井トラスト2行	5,003	4,626
合 計	26,251	47,433

(億円)

	18年3月期 計画(対前期比)	18年3月期 実績(対前期比)
ほくほく2行(注2)	1,521	3,381
琉球	11	332
新生	6,524	6,034
千葉興業	396	381
あおぞら	1,726	3,422
東日本	165	216
岐阜	226	301
親和(注2)	26	607
西日本シティ(注2)	2,212	1,429

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	18年3月期 計画(対前期比)	18年3月期 実績(対前期比)
三井住友	500	6,250
りそな5行	300	6,873
三井トラスト2行	10	244
合 計	810	13,367

(億円)

	18年3月期 計画(対前期比)	18年3月期 実績(対前期比)
ほくほく2行(注2)	28	777
琉球	5	24
新生	10	585
千葉興業	35	79
あおぞら	1	657
東日本	45	262
岐阜	54	120
親和(注2)	6	34
西日本シティ(注2)	10	138

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	破産更生債権及び これらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		+ + 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	17/3 実績	18/3 実績	17/3 実績	18/3 実績	17/3 実績	18/3 実績	17/3 実績	18/3 実績	17/3 実績	18/3 実績
	三井住友	4,483	1,645	9,244	4,734	4,519	3,222	18,246	9,601	13,063
りそな5行	969	629	3,987	2,901	3,976	3,336	8,933	6,867	682	604
三井トラスト2行	306	181	1,144	552	729	661	2,180	1,396	601	519
合計	5,758	2,455	14,375	8,187	9,224	7,219	29,359	17,864	14,346	1,882

(億円)

(億円)

	破産更生債権及び これらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		+ + 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	17/3 実績	18/3 実績	17/3 実績	18/3 実績	17/3 実績	18/3 実績	17/3 実績	18/3 実績	17/3 実績	18/3 実績
ほくほく2行(注2)	857	616	2,565	2,534	1,327	849	4,749	3,999	661	606
琉球	264	122	217	466	374	236	856	825	86	247
新生	31	7	421	207	65	211	518	425	(注1) 164	(注1) 49
千葉興業	184	148	368	272	262	255	815	676	141	78
あおぞら	54	6	841	183	89	22	984	210	(注1) 278	(注1) 418
東日本	129	165	275	261	350	283	755	710	41	62
岐阜	50	29	273	298	56	36	380	364	44	31
親和(注2)	352	269	985	1,010	637	621	1,974	1,899	404	315
西日本シティ(注2)	594	539	1,694	1,239	1,102	1,031	3,391	2,810	514	311

(注1)一般貸倒引当金繰入、取崩額を含む。

(注2)分離子会社合算ベース。

資料9 - 6 - 2

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成18年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化計画
りそな4行	3,452	1,795	3,330	3,366	1,982	3,490	3,907	4,253	5,430
三井トラスト2行 (注2)	1,838	744	1,788	1,279	655	1,352	1,200	683	1,074

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化計画
ほくほく2行 (注2)	920	450	865	505	286	603	290	158	344
琉球	177	53	136	16	43	78	13	33	52
新生	692	277	766	605	264	730	749	416	730
千葉興業	140	70	142	71	44	90	84	48	84
あおぞら	642	314	590	607	325	415	1,199	531	430
東日本	144	74	141	114	71	87	68	42	49
岐阜	46	20	50	32	12	26	28	12	28
親和 (注2)	350	100	233	120	331	55	50	414	20
西日本シティ (注2)	561	275	517	299	235	370	126	139	213

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier 比率			自己資本計			リスクアセット		
	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画
りそなH	9.97	12.50	11.77	5.95	8.17	7.99	23,860	29,918	29,813	239,307	239,211	253,100
三井トラストH	12.35	12.50	11.54	8.50	8.81	8.44	10,868	11,461	11,477	87,956	91,642	99,400

(注)連結ベース。

	自己資本比率			Tier 比率			自己資本計			リスクアセット		
	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画
ほくほくF	9.00	9.23	10.14	6.47	6.74	7.72	4,681	4,810	5,342	52,007	52,074	52,649
琉球	10.92	12.37	11.01	10.16	10.48	10.19	961	1,100	1,028	8,799	8,896	9,336
新生	15.53	13.47	12.41	10.27	8.31	8.29	11,154	10,490	9,761	71,805	77,828	78,630
千葉興業	9.67	9.79	10.05	8.54	8.82	9.18	1,197	1,226	1,224	12,375	12,521	12,171
あおぞら	19.47	18.74	15.78	19.12	18.52	15.33	7,313	7,741	7,118	37,550	41,293	45,100
東日本	9.04	9.36	9.40	8.10	8.42	8.45	1,035	1,078	1,051	11,452	11,513	11,178
岐阜	8.86	8.76	9.27	6.47	6.49	7.57	375	385	364	4,238	4,401	3,931
親和	8.17	4.78	7.14	4.96	2.39	3.86	1,226	663	1,045	15,009	13,871	14,638
西日本シティ	8.50	8.96	9.03	5.53	6.01	6.10	3,478	3,620	3,677	40,892	40,395	40,691

(注)ほくほくF、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況（役員数、従業員数等）

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費 + 物件費(参考)		
	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画
りそなH (注1)	50	55	55	14,521	14,986	14,680	119,484	51,922	124,500	143,413	70,111	150,500	327,484	153,887	346,000
三井トラストH (注1、2)	17	17	17	4,585	4,656	4,680	35,416	14,854	42,400	42,496	22,316	45,100	94,552	45,487	105,100

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画
ほくほくF(注1、2)	24	24	24	4,294	4,312	4,290	40,332	20,018	39,863	29,994	14,952	30,956	83,229	41,301	83,915
琉球	11	11	11	1,203	1,201	1,193	9,565	4,730	9,557	6,042	3,013	5,851	19,050	9,568	19,247
新生	29	28	30	2,094	2,196	2,150	29,689	15,679	32,300	28,302	15,148	33,500	69,442	37,643	77,200
千葉興業	8	8	8	1,250	1,336	1,280	9,809	5,020	9,888	8,564	4,134	8,307	22,462	11,204	22,682
あおぞら	17	16	17	1,451	1,444	1,600	17,969	8,671	20,000	17,712	9,093	17,600	41,581	21,292	45,600
東日本	14	14	14	1,398	1,439	1,402	10,934	5,479	11,075	6,234	3,107	6,233	19,741	9,855	20,068
岐阜	7	7	7	589	623	594	3,779	1,981	4,000	3,079	1,542	3,082	8,386	4,262	8,970
九州親和H(注1、2)	14	14	14	2,039	2,018	2,000	14,442	7,608	15,650	7,907	4,011	8,261	27,700	14,239	29,525
西日本シティ(注2)	22	22	22	4,365	4,419	4,219	35,713	17,469	34,557	30,198	14,559	29,059	74,456	35,751	71,612

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

リストラの状況 (役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
				うち役員報酬								
	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画
りそなH (注2)	837	410	865	837	410	865	-	-	-	429	429	433
三井トラストH (注2、3)	312	158	325	312	158	325	23	11	23	404	405	405

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額		
				うち役員報酬			(千円)		
	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画	18/3 実績	18/9 実績	19/3 健全化 計画
ほくほくF (注2、3)	234	123	269	230	122	266	404	406	406
琉球	93	50	94	93	50	93	367	366	366
新生	1,636	923	2,340	1,636	923	2,340	492	500	504
千葉興業	72	36	73	72	36	73	386	389	386
あおぞら	273	148	300	273	148	300	474	493	510
東日本	190	95	197	190	95	197	386	378	390
岐阜	57	28	57	57	28	57	379	374	373
九州親和H (注2、3)	130	69	182	129	68	179	351	355	343
西日本シティ (注3)	296	150	311	296	150	311	403	401	408

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	18年9月期 増加実績	19年3月期 増加計画
りそな4行	2,562	9,188
三井トラスト2行	3,766	506

(億円)

	18年9月期 増加実績	19年3月期 増加計画
ほくほく2行(注2)	670	522
琉球	190	10
新生	5,911	5,849
千葉興業	314	334
あおぞら	2,406	2,926
東日本	262	90
岐阜	182	215
親和(注2)	930	100
西日本シティ(注2)	50	2,006

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	18年9月期 増加実績	19年3月期 増加計画
りそな4行	819	500
三井トラスト2行	515	10

(億円)

	18年9月期 増加実績	19年3月期 増加計画
ほくほく2行(注2)	180	35
琉球	166	5
新生	3,152	10
千葉興業	137	50
あおぞら	2,573	1
東日本	84	120
岐阜	97	55
親和(注2)	565	10
西日本シティ(注2)	46	10

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	破産更生債権及び これらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		+ + 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	18/3 実績	18/9 実績	18/3 実績	18/9 実績	18/3 実績	18/9 実績	18/3 実績	18/9 実績	18/3 実績	18/9 実績
りそな4行	629	521	2,901	3,396	3,336	2,885	6,867	6,803	604	350
三井トラスト2行	181	176	552	434	661	717	1,396	1,327	519	69

(注)分離子会社合算ベース。

	(億円)								(億円)	
	破産更生債権及び これらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		+ + 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	18/3 実績	18/9 実績	18/3 実績	18/9 実績	18/3 実績	18/9 実績	18/3 実績	18/9 実績	18/3 実績	18/9 実績
ほくほく2行(注)	616	623	2,534	2,201	849	719	3,999	3,544	606	187
琉球	122	99	466	419	236	235	825	755	247	8
新生	7	3	207	83	211	173	425	260	91	128
千葉興業	148	135	272	279	255	232	676	646	78	28
あおぞら	6	38	183	150	22	40	210	228	87	10
東日本	165	156	261	215	283	274	710	646	62	21
岐阜	29	31	298	295	36	26	364	354	31	11
親和(注)	269	340	1,010	1,465	621	361	1,899	2,166	315	507
西日本シティ(注)	539	465	1,239	1,141	1,031	862	2,810	2,470	311	89

(注)分離子会社合算ベース。

新アクションプログラム(平成17~18年度)の経緯等

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月28日金融庁)

平成15~16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

《I. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

《II. 健全性確保、収益性向上に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制



金融改革プログラム(16年12月24日金融庁)

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、**現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを…策定する**」



金融審議会第二部会リレーションシップバンキングのあり方に関するWG
(17年2月7日以降6回及び地方懇談会2回(福岡市、大阪市))

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(17年3月28日金融審議会第二部会リレバンのあり方に関するWG)

《評価できる点》

- ・ 金融機関が地域において自ら果たす役割を再認識
- ・ 融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
- ・ 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗
⇒ 「集中改善期間」の金融機関の取組みについては一定の評価

《不十分な点》

- ・ 地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- ・ 金融機関の計画が総花的。取組み姿勢・実績にバラツキ
- ・ 事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- ・ 利用者に対する情報開示が不十分 等

《新たなアクションプログラムに期待すること》

- (1) 地域密着型金融の継続的な推進
- (2) 地域密着型金融の本質を踏まえた推進
- (3) 地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による推進
- (4) 情報開示等の推進とこれによる規律付け 等



新アクションプログラム(平成17~18年度)

平成17~18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る

《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

《2. 経営力の強化》

- (1) リスク管理態勢の充実
- (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
- (5) ITの戦略的活用
- (6) 協同組織中央機関の機能強化
- (7) 検査、監督体制

《3. 地域の利用者の利便性向上》

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

⇒ 各金融機関は17年8月末までに「**地域密着型金融推進計画**」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

新アクションプログラム(平成17～18年度)の概要

平成17～18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る
⇒各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

【Ⅰ. 基本的考え方】

1. 地域密着型金融の継続的な推進 2. 地域密着型金融の本質を踏まえた推進(※) 3. 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進 4. 情報開示等の推進とこれによる規律付け

※ 地域密着型金融の本質:金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ること。

【Ⅱ. 具体的な取組み】

《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

- 融資審査態勢の強化等
- 産学官の更なる連携強化。「産業クラスターサポート金融会議」の効果的な活用
- 地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化
- 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化及び実績の公表等

(3) 事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした事業再生ファンドの組成・活用
- 適切な再建計画を伴うDES(債務の株式化)、DDS(債務の資本的劣後ローン化)等の積極的活用
- 中小企業再生支援協議会の一層の積極的活用
- 外部機関との連携等を通じた金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用
- 法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給(DIPファイナンス)
- 再生企業に対するシンジケートローンの活用等によるエグジット・ファイナンス(再生計画終了に当たっての融資)の拡充
- 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進
- 人材プールの設置

(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

- 企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化
- 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充(貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項等の活用等)

② 中小企業の資金調達手法の多様化等

- 事業価値に着目した融資手法(知的財産権担保融資、ノンリコースローン等)への取組み
- ローン担保証券(CLO)等の証券化等に関する積極的な取組み
- 協同組織中央機関における貸出債権の流動化等に向けた取組み

(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

- 「説明責任ガイドライン」を踏まえた説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- 「地域金融円滑化会議」の開催・活用

(6) 人材の育成

- 「目利き」能力、経営支援能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み

《2. 経営力の強化》

(1) リスク管理態勢の充実

- バーゼルⅡの導入に備えたリスク管理の高度化等
- 適切な自己査定及び償却・引当の確保
- 市場リスク管理態勢の検証

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 管理会計を活用した業績評価に基づく業務の再構築等

(3) ガバナンスの強化

- 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上
- 取締役会、監査役会等の機能発揮状況等の検証

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

- 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等
- 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保

(5) ITの戦略的活用

- ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用

(6) 協同組織中央機関の機能強化

- 資本増強制度の積極的活用、人的支援等
- 個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用への取組み

(7) 検査、監督体制

- 多面的な評価に基づく総合的かつ重点的な検査・監督
- 「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の周知徹底等

《3. 地域の利用者の利便性向上》

(1) 地域貢献等に関する情報開示

(2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備

(3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等

(5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

【Ⅲ. 推進体制】

1. 地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定・公表 2. 実績の取りまとめ・公表 3. 財務局の機能の活用(特色ある取組み等に関するシンポジウムの開催等) 4. 「集中改善期間」の総括

地域密着型金融（15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況の概要

地域金融機関（地域銀行、信金、信組、計566金融機関）から公表された実績のまとめ

1．創業・新事業支援のための融資は、政府系金融機関等との協調融資は伸び悩んだものの、自前の創業等支援融資商品による融資が順調に増加するなど着実に進捗。

	< 15年度 >	< 16年度 >	< 17年度 >	< 18年度 >
・創業等支援融資商品による融資	1.9千件 179億円	2.8千件 250億円	5.4千件 603億円	6.9千件 742億円
・政府系金融機関等との協調融資	0.3千件 374億円	0.7千件 684億円	0.8千件 987億円	0.7千件 803億円

2．経営改善支援により支援を行った債務者の改善実績は、各金融機関の取組みが既に一巡し、困難事案が多いなか、第1次アクションプログラムの実績と比べて微減。ビジネスマッチングの取組みは大幅に増加。

	< 15～16年度(第1次A P) >	< 17～18年度(第2次A P) >
・経営改善支援取組み先のランクアップ率 (正常先除く)	24.5%	22.1%
・ビジネスマッチングの成約案件	6.2千件	10.4千件

3．事業再生については、対象が小口、困難事案に拡大する中、中小企業再生支援協議会の活用件数は堅調に推移。再生手法の中ではDES（デット・エクイティ・スワップ）やDIPファイナンスが引き続き活用されている。

	15年度	16年度	17年度	18年度
・中小企業再生支援協議会の再生計画策定先	201件 2,305億円	302件 3,422億円	380件 3,572億円	391件 2,803億円
・整理回収機構の支援決定先	3件 608億円	10件 631億円	22件 942億円	38件 1,176億円
・企業再生ファンドへの出資	109億円	168億円	169億円	162億円
・DES（債務の株式化）	29件 175億円	33件 261億円	24件 191億円	34件 256億円
・DDS（債務の資本後劣後ローン化）	7件 56億円	57件 281億円	64件 257億円	51件 166億円
・DIPファイナンス (法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給)	152件 566億円	188件 192億円	136件 160億円	563件 197億円

4．担保・保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した融資やシンジケートローンの組成金額が増加。また、動産・債権譲渡担保融資が幅広く普及しつつある中で、特に動産担保融資については、実績が少額ながらも急増。

	15年度	16年度	17年度	18年度
・財務制限条項を活用した商品による融資	2.1千件 339億円	3.6千件 954億円	5.4千件 2,031億円	4.5千件 2,385億円
・シンジケートローンの組成	219件 2,993億円	420件 4,792億円	567件 5,245億円	635件 6,700億円
・動産・債権譲渡担保融資 (うち動産担保融資)	10.0千件 1,102億円 (個別に把握せず)	19.0千件 1,737億円 (同左)	23.5千件 1,998億円 (27件 47億円)	18.2千件 2,029億円 (153件 131億円)

5. 地域の利用者利便向上、地域活性化については、地域の特性に応じた様々な取組みが行われる中、特に、PFI事業への融資が増加。

	< 15年度 >	< 16年度 >	< 17年度 >	< 18年度 >
・ PFI事業への融資	22件 187億円	49件 409億円	71件 326億円	116件 625億円

参考：地域金融機関が自主的に設定した数値目標の進捗状況

地域金融機関が自主的に設定した数値目標のうち、進捗状況（実績）を公表している数値目標に関する達成度の自らの評価

「目標を上回り達成」 約62%	「目標を概ね達成」 約16%	「目標の達成には至らなかった」 約22%
-----------------	----------------	----------------------

地域金融機関の取組みについての評価及び今後の課題

1. 地域金融機関における見方

総じて、自らの地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは着実に進捗しているとの積極的な評価が多いものの、事業再生のスピードアップや目利き能力の向上、法令遵守態勢の強化、利用者への情報提供を課題にあげる金融機関もある。

2. 利用者における見方（取組み全体に対する評価）

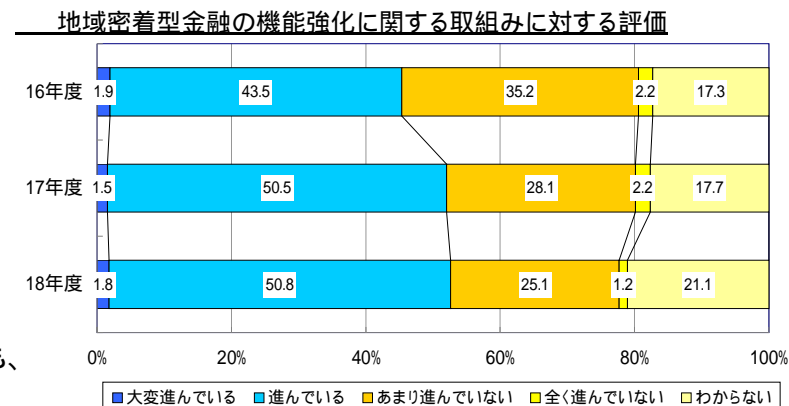
利用者アンケートの結果によると、地域密着型金融の機能強化に向けた取組み全体に対する積極的な評価は半数を超えて更に増加する一方、消極的な評価は減少している。

（積極的な評価）

- ・ 経営相談等、特にビジネスマッチングへの取組みが積極的に行われている。
- ・ 財務諸表等の書面よりも、経営者自身や現場の動向等を重点的に評価し始めている。
- ・ 貸し渋り・貸し剥がしの問題はあまり聞かなくなった。
- ・ 数年前と比較すると、相当、地域経済の活性化や地域貢献に努力している。

（消極的な評価）

- ・ 取組み姿勢は窺えるが、実感として変化が見られない。
- ・ 金融機関により取組み姿勢にバラつきがあり、また同一金融機関であっても、支店間・職員間の取組み姿勢にも格差がある。
- ・ 依然として担保・保証に依存しており、目利き能力が不足している。



3. 利用者における見方（各施策に対する評価）

（1）事業再生・中小企業金融の円滑化への取組み

創業・新事業支援、経営相談・支援、顧客への説明態勢・相談苦情処理、人材育成の各項目は、いずれも積極的評価が消極的評価を上回っている。

しかしながら、担保・保証に過度に依存しない融資については、なお、若干ながら消極的評価が上回っており、事業再生への取組みについては、引き続き消極的評価が多い。

調査項目	創業・新事業支援機能等の強化	経営相談・支援機能の強化	事業再生への取組み	担保・保証に過度に依存しない融資等	顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化	人材の育成（ ）
積極的評価	39.5 (24.5)	50.7 (33.5)	24.3 (18.5)	41.6 (20.4)	51.7 (27.6)	35.6 (34.3)
消極的評価	38.3 (48.6)	32.8 (45.5)	40.7 (44.8)	42.4 (61.2)	25.3 (43.7)	33.4 (33.3)

（単位：％、カッコ内は15年度分の調査結果（ ）は17年度分）積極的・消極的評価の合計と100％との差は「分からない」との回答。以下同じ。）

（2）地域の利用者の利便性向上への取組み

情報開示については、積極的評価が消極的評価を上回っているものの、利用者満足度重視の経営確立については、なお、若干ながら消極的評価が上回っている。また、地域再生のための連携、地域貢献については、引き続き消極的評価が多い。

調査項目	地域貢献等に関する情報開示	地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	地域再生推進のための各種施策との連携等（ ）	地域貢献（金融活動を通じた地域経済への貢献等）の状況
積極的評価	42.4 (25.0)	44.5 (36.4)	25.3 (24.3)	32.9 (30.3)
消極的評価	35.3 (46.2)	45.5 (46.6)	39.7 (40.8)	43.9 (47.3)

まとめ

地域密着型金融については、2次のアクションプログラムの4年間に、件数・金額を見ると、総じて着実に実績が上がっているが、利用者からは、事業再生への取組み、担保・保証に過度に依存しない融資、地域貢献等がなお不十分であるとの指摘がある。

先般とりまとめられた金融審議会報告書においては、「事業再生をはじめとした取引先企業の支援強化」「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」の3項目について、各金融機関に引き続き取組みを求めており、その際「利用者ニーズを的確に把握し、経営戦略へのフィードバックに繋げる」ことも必要としているところ。

これらを踏まえた各金融機関の一層の取組みを期待するとともに、当局としても必要なフォローアップを行ってまいりたい。

(1) 事業再生・中小企業金融の円滑化

創業・新事業支援機能等の強化

	15年度	16年度	17年度	18年度
創業等支援融資商品による融資	1,948件	2,817件	5,449件	6,983件
	179億円	250億円	603億円	742億円
政府系金融機関等との協調融資	346件	702件	809件	743件
	374億円	684億円	987億円	803億円
企業育成ファンドへの出資	94億円	153億円	241億円	196億円
産業クラスターサポートローン	28件	68件	58件	55件
	5億円	14億円	15億円	15億円
新連携事業に対する支援のための実績	-	-	126件	142件
	-	-	30億円	37億円

(注)実績については、各業界団体が金融機関に対し実施したアンケート結果をもとに取りまとめている(地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合の合計)。以下同じ。

取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

	15年度	16年度	17年度	18年度
ビジネスマッチングの成約案件	6,228件	10,428件	15,954件	24,000件
社債発行支援	-	-	3,690件	3,945件
M & A 支援	-	-	245件	296件
株式公開支援	-	-	37件	42件
	15年度～16年度 (集中改善期間)		17年度～18年度 (重点強化期間)	
経営改善支援取組み先(正常先を除く)のランクアップ率	24.5%		22.1%	

事業再生に向けた積極的取組み

	15年度	16年度	17年度	18年度
中小企業再生支援協議会の再生計画策定先	201件	302件	380件	391件
	2,305億円	3,422億円	3,572億円	2,803億円
整理回収機構の支援決定先	3件	10件	22件	38件
	608億円	631億円	942億円	1,176億円
企業再生ファンドへの出資	109億円	168億円	169億円	162億円
D E S (債務の株式化)	29件	33件	24件	34件
	175億円	261億円	191億円	256億円
D D S (債務の資本的劣後ローン化)	7件	57件	64件	51件
	56億円	281億円	257億円	166億円
D I Pファイナンス(法的再生手続に至った企業に対する 運転資金の供給)	152件	188件	136件	563件
	566億円	192億円	160億円	197億円

担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

	15年度	16年度	17年度	18年度
動産・債権譲渡担保融資(売掛債権担保融資を含む)	10,098件	19,000件	23,585件	18,260件
	1,102億円	1,737億円	1,998億円	2,029億円
うち 動産担保融資	-	-	27件	153件
	-	-	47億円	131億円
財務制限条項を活用した商品による融資	2,131件	3,632件	5,486件	4,592件
	339億円	954億円	2,031億円	2,385億円
スコアリングモデルを活用した商品による融資	136,015件	191,682件	250,127件	211,854件
	10,886億円	18,867億円	26,293億円	24,425億円
シンジケートローンの組成(アレンジャー)	219件	420件	567件	635件
	2,993億円	4,792億円	5,245億円	6,700億円
シンジケートローンへの参画(融資団)	4,101件	5,525件	7,778件	7,507件
	17,343億円	21,010億円	30,807億円	28,329億円
私募債の引受け	2,825件	3,185件	3,727件	3,999件
	4,331億円	4,841億円	5,105億円	4,939億円

(3) 地域の利用者の利便性向上

	15年度	16年度	17年度	18年度
P F I	22件	49件	71件	116件
	187億円	409億円	326億円	625億円

(4) 地域金融機関の数値目標進捗状況

数値目標の数	数値目標の数	割合
目標を上回り達成、と評価しているもの	1,503	62.3%
目標を概ね達成、と評価しているもの	375	15.5%
目標の達成には至らなかった、と評価しているもの	533	22.1%
計	2,412	100.0%

これまでの中小企業金融に関する対応（金融監督庁設立以降）

（ =金融(監督)庁としての対応 =金融再生委員会としての対応
=その他政府全体としての対応等 ）

- 10.8.28... 「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定
(信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など)
- 10.9.11... 金融監督庁、「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について発表
- 10.10.1... 金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催について都道府県へ通知
- 10.10.1... 「中小企業金融安定化特別保証制度」取扱開始
- 10.10.16... 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立
(公的資金による資本増強、10月23日施行)
- 10.10.22... 都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を发出
- 10.10.27... 主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表
- 10.11.16... 緊急経済対策閣議決定
(金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など)
- 10.12.1... 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10.12.7... 地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表

- 10.12.22... 全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長
に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機
関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資
担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- 10.12.28... 総理 全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長
行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11.1.14... 地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融
資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこ
と等から、業務改善命令を発出
- 11.3.5... 都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融
資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこ
と等から、業務改善命令を発出
- 11.4.28... 都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協
会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知
していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11.11.9... 金融再生委員会・金融監督庁 資本増強行(都銀8行、長信銀1行、
信託5行、地銀1行)に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸
出の目標を達成するよう、口頭で要請
- 11.11.11... 経済新生対策閣議決定
(中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証
枠を10兆円追加)
- 11.12.3... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円
滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11.12.7... 経営健全化計画の履行状況において、資本増強行の中小企業向け貸出状況
(9月末)等を公表、以降半期毎に公表(但し、12年3月期については、
12年6月8日に別途公表)
- 11.12.7... 金融再生委員会・金融監督庁 9月末の貸出実績が3月末と比べ減
少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加について、口頭
で要請
- 11.12.16... 金融再生委員会委員長 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、
全信中協、労金協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請

- 12.3.3. 中旬... 金融再生委員会・金融監督庁 資本増強行(都銀4行、長信銀1行、信託4行、地銀1行)に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- 12.5.24... 協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等を改正(6月30日施行)
- 12.7.21... 経営健全化計画の履行状況報告において、資本増強行の中小企業向け貸出計画(12年度)を公表、以降、経営健全化計画の履行状況報告又は経営健全化計画の見直しにおいて毎期公表
- 12.10.19... 日本新生のための新発展政策閣議決定
(中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る)
- 12.12.4... 金融再生委員会委員長 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 12.12.4... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 13.3.9... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 13.3.13... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 13.3.31... 「中小企業金融安定化特別保証制度」の取扱終了
- 13.9.28... 「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請
- 13.10.4... 新生銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 13.10.26... 「改革先行プログラム」閣議決定
(民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等)

- 13.12.7... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 13.12.10... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14.2.27... 「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表
(不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- 14.3.6... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14.3.7... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14.3.27... 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14.6.28... 金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] を公表
- 14.10.18... UFJHD、あさひ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 14.10.25... 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」設置。電子メール、ファックスでの受付開始（財務局等においては14.11.1より受付開始）
- 14.10.30... 「改革加速のための総合対応策」を公表
- 14.10.30... 「金融再生プログラム」を公表
(中小企業貸出に対する十分な配慮を図る等)
- 14.11.11... 「売掛債権担保融資保証制度」の拡充
(中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。契約が成立した段階から一定の範囲内で資金の借入ができるように拡充)

- 14.12.2... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14.12.5... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15.1.31... みずほHD に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 15.2.10... 「資金繰り円滑化借換保証制度」取扱開始
(信用保証協会保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の債務の一本化等を促進し、中小企業の月々の返済額の軽減を図る)
- 15.2.24... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 15.3.3... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15.3.28... 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定、公表
(中小企業の再生と地域経済の活性化を図る等)
- 15.4.21... 『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について』(第1回目)公表、以降四半期毎に公表
- 15.5.27... 「地域金融円滑化会議」の開催を財務局等へ指示
- 15.7.29... 「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を策定
- 15.10.7... 「中小企業金融懇話会」の開催、「中小企業金融モニタリング」の実施を財務局等へ指示
- 15.12.3... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に金融の円滑を要請、特に足利銀行の営業地域における金融の円滑化に格別の配慮を要請
- 15.12.3... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 15.12.3... 金融庁から主要行に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ北関東及び福島県の地域金融機関に、足利銀行の営業地域における金融の円滑化を図るよう周知徹底方連絡
- 16.2.26... 金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] を改訂
- 16.3.1... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16.3.1... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16.6.18... UFJHD 及びUFJ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する業務改善命令を発出
- 16.11.25... 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立（17年4月1日施行）
- 16.12.6... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16.12.6... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16.12.24... 「金融改革プログラム」を公表
(地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化等)
- 17.2.28... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17.2.28... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 17.3.9... 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」を受けて、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正
- 17.3.29... 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（17～18年度）」を策定、公表
(事業再生・中小企業金融の円滑化等)

- 17.12.13... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17.12.13... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18.2.27... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18.2.27... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18.12.11... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18.12.11... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 19.3.5... 金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 19.3.5... 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

金融機関の貸出動向

(特殊要因調整前)

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H12.3	H12.9	H13.3	H13.9	H14.3	H14.9	H15.3	H15.9	H16.3	H16.9	H17.3	H17.9	H18.3	H18.9	H18.10	H18.11	H18.12	H19.1	H19.2	H19.3	H19.4	H19.5	H19.6
銀行計	476	462	459	443	437	421	417	400	397	387	385	380	386	386	385	384	391	391	388	390	388	386	385
対前年同月比	-5.9	-4.0	-3.6	-4.2	-4.7	-4.9	-4.6	-5.0	-4.8	-3.2	-3.0	-1.9	0.2	1.6	1.0	1.1	1.8	1.8	1.3	1.0	1.0	0.9	0.7
都銀等	291	281	279	267	260	247	242	227	223	216	211	206	209	207	206	205	210	210	208	209	207	205	205
対前年同月比	-7.4	-5.3	-4.4	-5.1	-6.6	-7.6	-7.1	-8.1	-7.7	-4.8	-5.2	-4.4	-1.4	0.4	-0.4	-0.1	1.1	1.2	0.4	0.1	-0.3	-0.2	-0.5
地方銀行	135	133	134	132	133	131	133	132	133	130	135	134	137	138	138	138	140	140	140	141	140	140	140
対前年同月比	-2.8	-0.1	-0.3	-1.2	-0.8	-0.4	-0.0	0.6	-0.3	-1.1	1.4	2.8	2.0	3.0	2.9	2.9	2.7	2.6	2.7	2.4	2.7	2.5	2.4
第二地銀	50	47	46	44	44	43	43	41	42	41	39	40	40	41	41	40	41	41	41	41	41	41	41
対前年同月比	-5.3	-6.9	-8.5	-7.3	-4.4	-1.9	-3.0	-4.6	-2.7	-0.6	-5.1	-3.0	2.3	3.0	2.2	2.0	1.7	2.0	1.8	1.5	1.3	1.4	1.0

(特殊要因調整後)

特殊要因((1)貸出債権流動化要因、(2)為替変動要因、(3)貸出債権償却要因)を調整した計数

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H12.3	H12.9	H13.3	H13.9	H14.3	H14.9	H15.3	H15.9	H16.3	H16.9	H17.3	H17.9	H18.3	H18.9	H18.10	H18.11	H18.12	H19.1	H19.2	H19.3	H19.4	H19.5	H19.6
銀行計	495	472	467	452	447	431	427	413	410	395	394	389	391	389	389	388	395	395	393	394	392	389	389
対前年同月比	-2.2	-1.9	-1.8	-2.1	-2.6	-2.7	-2.3	-1.9	-1.7	-1.2	-0.9	0.4	1.4	2.3	2.0	2.2	2.8	2.8	2.4	2.1	1.9	1.8	1.6
都銀等	307	289	284	273	267	255	250	238	233	221	217	213	211	208	208	208	213	212	211	211	209	207	207
対前年同月比	-2.4	-2.6	-2.6	-3.1	-4.2	-4.5	-3.9	-3.7	-3.5	-2.6	-2.5	-1.4	-0.2	0.9	0.7	1.0	2.3	2.4	1.6	1.4	0.8	0.9	0.5
地方銀行	136	135	136	133	134	132	134	133	135	132	136	136	139	139	139	139	141	141	141	142	141	140	141
対前年同月比	-1.5	1.1	0.9	-0.2	-0.1	0.2	0.5	1.5	1.3	0.4	2.7	4.1	3.3	3.9	3.7	3.7	3.5	3.4	3.4	3.1	3.3	3.0	3.0
第二地銀	52	48	48	47	46	44	43	42	42	42	40	40	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
対前年同月比	-2.8	-5.6	-4.8	-1.3	-0.8	-0.6	-1.5	-2.6	-0.7	1.2	-3.5	-1.6	3.5	3.9	3.2	3.0	2.8	3.0	2.8	2.6	2.6	2.8	2.4

(注1)都銀等の計数は、都銀、信託4行(三菱UFJ信託、みずほ信託、中央三井信託、住友信託、以下同じ)、埼玉りそな銀行、新生銀行、あおぞら銀行の合計。

(注2)2006年1月に行われたりそな銀行と奈良銀行の合併に伴い、2006年1月以降の都銀等、地銀・地銀 および地銀 の計数は、2005年12月以前とは連続しない。2006年10月に行われた紀陽銀行と和歌山銀行の合併に伴い、2006年10月以降の地銀 および地銀 の計数は、2006年9月以前とは連続しない。

(注3)(特殊要因調整後)の計数は、以下の各特殊要因を調整した貸出平残と各特殊要因を控除したベースの貸出残高の対前年同月比である。

(1)貸出債権流動化要因:貸出債権流動化残高前年差

(2)為替変動要因:外貨インバ貸平残(外貨建)を円・ドル為替相場の前年差で調整

(3)貸出債権償却要因:過去1年分の貸出金償却額、個別貸倒引当金目的取崩額、CCPC(2004年3月26日付で解散)への債権売却にかかる2次ロス、貸出債権売却損、その他債権放棄額、等の累計

出典:日本銀行「貸出・資金吸収動向」

資料 9 - 8 - 3

日銀短観の資金繰り判断D.I.の推移

新ベース(03/12~)

	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6	05/9	05/12	06/3	06/6	06/9	06/12	07/3	07/06
全規模	15	20	12	9	4	5	6	10	10	9	9	6	6	4	4	1	2	3	3	3	6	6	6	7	8	7	8	6	8
大企業	1	6	7	9	16	13	12	8	8	8	7	11	12	13	12	15	18	20	18	20	22	20	21	22	22	21	21	21	22
中堅企業	11	17	12	8	4	4	3	8	7	8	8	6	4	3	2	1	5	5	6	6	9	8	9	9	9	9	11	9	11
中小企業	22	25	18	16	11	11	13	17	17	16	15	13	12	10	13	11	8	6	5	5	4	3	2	1	0	2	1	2	0

(注1) D.I. = 「楽である」と回答した社数構成比 - 「苦しい」と回答した社数構成比

(注2) 「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の貸出態度判断D.I.の推移

新ベース(03/12~)

	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6	05/9	05/12	06/3	06/6	06/9	06/12	07/3	07/06
全規模	17	21	10	3	2	3	3	0	4	7	6	4	3	0	0	3	7	8	10	11	13	15	15	16	16	14	15	15	15
大企業	18	22	1	10	16	17	17	14	6	3	5	6	8	11	9	12	16	17	19	22	23	24	25	27	25	24	25	24	24
中堅企業	14	21	11	3	3	4	5	0	3	7	7	4	2	0	2	2	7	8	10	11	15	15	16	16	16	15	17	16	16
中小企業	19	22	12	7	3	3	2	6	9	10	9	8	5	4	4	2	2	3	5	7	8	9	11	12	11	9	10	9	9

(注1) D.I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比

(注2) 「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の業況判断D.I.の推移

新ベース(03/12~)

	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6	04/9	04/12	05/3	05/6	05/9	05/12	06/3	06/6	06/9	06/12	07/3	07/06
全規模	42	49	37	26	18	14	27	40	32	28	26	26	21	15	11	5	0	2	1	2	1	2	5	5	6	6	8	8	7
大企業	34	47	33	18	4	2	14	31	17	11	12	9	6	1	4	9	16	19	16	13	16	17	19	20	20	22	23	23	22
中堅企業	42	48	35	24	14	11	24	37	27	24	24	24	20	14	8	2	3	5	2	0	4	2	5	7	8	9	10	10	10
中小企業	44	50	39	30	24	20	33	44	39	35	33	32	28	22	19	13	10	9	7	9	7	6	2	3	2	3	0	0	2

(注1) D.I. = 「良い」と回答した社数構成比 - 「悪い」と回答した社数構成比

(注2) 「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

担保・保証に過度に依存しない資金調達

1. 主要行の取組

主要4行のすべてが中小企業向けのスピード審査による無担保・第三者保証不要の融資商品
を設け、各商品での貸出を推進。

銀行名	商品名	開始時期	平成15年度貸出実行額	平成16年度貸出実行額	平成17年度貸出実行額	平成18年度貸出実行額
みずほ	パートナー・シリーズ	平成14年2月	3,700億円程度	6,600億円程度	7,400億円程度	4,600億円程度
東京三菱	融活力ほか (注)	平成15年5月	2,500億円程度	3,900億円程度	9,400億円程度	8,500億円程度
UFJ	ビジネスローン (注)	平成15年5月	1,700億円程度	5,700億円程度		
三井住友	ビジネスエクローン	平成14年3月	7,300億円程度	1兆4,500億円程度	1兆6,000億円程度	1兆2,194億円程度
合計			1兆5,200億円程度	3兆700億円程度	3兆2,800億円程度	2兆5,294億円程度

(担保・保証を提供している先に対する貸出を一部含む。)

(注)平成18年1月1日 東京三菱銀行とUFJ銀行は合併し、「三菱東京UFJ銀行」に。

2. 地域金融機関の取組

担保・保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した融資やシンジケート
ローンの組成金額が増加。また、動産・債権譲渡担保融資が幅広く普及しつつある中で、特に動
産担保融資については、実績が少額ながらも急増。

	< 15年度 >	< 16年度 >	< 17年度 >	< 18年度 >
・財務制限条項を活用した商品による融資	2.1千件 339億円	3.6千件 954億円	5.4千件 2,031億円	4.5千件 2,385億円
・シンジケートローンの組成	219件 2,993億円	420件 4,792億円	567件 5,245億円	635件 6,700億円
・スコアリングモデルを活用した商品による融資	136千件 10,886億円	191千件 18,867億円	250千件 26,293億円	211千件 24,425億円
・動産・債権譲渡担保融資 (うち動産担保融資)	10.0千件 1,102億円 (個別に把握せず)	19.0千件 1,737億円 (同左)	23.5千件 1,998億円 27件 47億円	18.2千件 2,029億円 153件 131億円

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に被害発生状況及び金融機関による補償状況を、別紙のとおり、取りまとめた。

対象期間

各犯罪類型による被害発生の取りまとめ期間は以下のとおりであり、平成 19 年 4 月 15 日までに当庁及び財務局に報告されたものを集計している。

偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 19 年 3 月

盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 19 年 3 月

盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 19 年 3 月

インターネットバンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 19 年 3 月

(注) 19 年 4 月 15 日までに当庁及び財務局に報告のあった被害発生件数等であり、特に 18 年度分については今後増加する可能性がある。

概要

1. 被害発生状況

被害発生件数

(単位:件)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	計
偽造キャッシュカード	106	469	897	531	2,012
盗難キャッシュカード		456	6,080	6,603	13,139
盗難通帳	687	306	286	246	1,525
インターネットバンキング		1	49	98	148

平均被害額

(単位:万円)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	計
偽造キャッシュカード	312	226	108	90	143
盗難キャッシュカード		109	70	45	59
盗難通帳	291	133	364	103	242
インターネットバンキング		0	214	104	140

(注 1) 偽造キャッシュカード被害発生件数及び平均被害額の合計には、12 年度(1 件)及び 14 年度(8 件)の件数・金額を含む。

(注 2) 17 年度の盗難通帳被害のうち、極端に高額な被害であった 1 件を除いた平均被害額

は 88 万円である。

2 . 金融機関による補償状況

(注) 補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計である。

偽造キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済			
		補償		補償しない
12 年度	1	1 (100.0%)		()
13 年度		()		()
14 年度	6	6 (100.0%)		()
15 年度	97	93 (95.9%)	4	(4.1%)
16 年度	451	434 (96.2%)	17	(3.8%)
17 年度	832	823 (98.9%)	9	(1.1%)
18 年度	422	419 (99.3%)	3	(0.7%)
計	1,809	1,776 (98.2%)	33	(1.8%)

(注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日。

(注2) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(14件)」、「預貯金者に重大な過失がある(8件)」などであった。

盗難キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済			
		補償		補償しない
16 年度 (17年2月~3月)	441	316 (71.7%)	125	(28.3%)
17 年度	5,854	4,005 (68.4%)	1,849	(31.6%)
18 年度	5,404	3,456 (64.0%)	1,948	(36.0%)
計	11,699	7,777 (66.5%)	3,922	(33.5%)

(注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日。

(注2) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(1,166件)」、「遺失等による不正払戻し(796件)」、「預貯金者の配偶者等による払戻し(545件)」などであった。

盗難通帳

(単位:件)

年度	処理方針決定済			
		補償		補償しない
15 年度	661	152 (23.0%)	509	(77.0%)
16 年度	302	53 (17.5%)	249	(82.5%)
17 年度	265	58 (21.9%)	207	(78.1%)
18 年度	172	39 (22.7%)	133	(77.3%)
計	1,400	302 (21.6%)	1,098	(78.4%)

インターネットバンキング

(単位:件)

年度		処理方針決定済	
		補償	補償しない
16年度(17年2月~3月)	1	()	1 (100.0%)
17年度	46	34 (73.9%)	12 (26.1%)
18年度	80	54 (67.5%)	26 (32.5%)
計	127	88 (69.3%)	39 (30.7%)

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03 - 3506 - 6000(代表)

監督局銀行第1課 (内線 3322、3388)

[\(別紙\) 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について](#)

偽造キャッシュカードによる預金等払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	6	6	-	2
15年度	66	250	30	60	6	10	4	8	106	331	312	97	93	4	9
16年度	339	831	92	150	10	20	28	61	469	1,064	226	451	434	17	18
17年度	556	634	198	201	36	51	107	86	897	974	108	832	823	9	65
4月～6月	93	113	21	17	6	14	13	11	133	156	117	124	121	3	9
7月～9月	98	133	42	45	9	4	14	5	163	189	116	149	145	4	14
10月～12月	174	228	38	59	12	16	59	54	283	358	126	269	268	1	14
1月～3月	191	159	97	79	9	14	21	15	318	269	84	290	289	1	28
18年度	307	252	171	188	29	19	24	16	531	477	90	422	419	3	109
4月～6月	140	142	43	40	20	12	10	4	213	199	93	191	191	-	22
7月～9月	77	62	18	42	2	1	2	1	99	108	109	66	66	-	33
10月～12月	47	25	81	67	7	5	7	8	142	106	75	108	106	2	34
1月～3月	43	22	29	38	-	-	5	2	77	62	81	57	56	1	20
計	1,270	1,978	496	625	82	106	164	175	2,012	2,886	143	1,809	1,776	33	203
構成比	63.1%	68.5%	24.7%	21.7%	4.1%	3.7%	8.2%	6.1%	100.0%	100.0%		100.0%	98.2%	1.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成19年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

盗難キャッシュカードによる預金等払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	計	処理方針決定済			調査・ 検討中等
														補償		補償 しない	
		全額		75%又は 一部													
17年2月～3月		143	173	183	202	23	24	107	97	456	498	109	441	249	67	125	15
17年度		3,010	2,266	1,793	1,229	382	248	895	518	6,080	4,263	70	5,854	3,249	756	1,849	226
4月～6月		283	336	319	249	66	48	229	145	897	779	86	857	495	111	251	40
7月～9月		667	667	354	266	79	57	211	132	1,311	1,124	85	1,271	715	174	382	40
10月～12月		989	698	561	418	116	78	240	143	1,906	1,338	70	1,838	963	247	628	68
1月～3月		1,071	563	559	296	121	63	215	97	1,966	1,020	51	1,888	1,076	224	588	78
18年度		3,768	1,466	1,762	1,023	383	164	690	349	6,603	3,004	45	5,404	2,736	720	1,948	1,199
4月～6月		1,060	474	536	278	115	48	203	117	1,914	918	47	1,795	965	224	606	119
7月～9月		1,048	425	465	280	91	36	171	70	1,775	812	45	1,612	837	232	543	163
10月～12月		979	348	452	254	115	53	211	120	1,757	776	44	1,521	768	210	543	236
1月～3月		681	218	309	209	62	26	105	41	1,157	497	42	476	166	54	256	681
計		6,921	3,906	3,738	2,456	788	437	1,692	966	13,139	7,766	59	11,699	6,234	1,543	3,922	1,440
構成比		52.7%	50.3%	28.4%	31.6%	6.0%	5.6%	12.9%	12.4%	100.0%	100.0%		100.0%	53.3%	13.2%	33.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成19年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

盗難通帳による預金等払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
15年度	231	885	328	809	50	144	78	159	687	1,999	291	661	152	509	26
16年度	72	176	148	123	21	45	65	63	306	408	133	302	53	249	4
17年度	99	915	134	80	14	11	39	34	286	1,042	364	265	58	207	21
4月～6月	27	54	28	20	2	1	7	10	64	86	135	62	10	52	2
7月～9月	27	782	38	20	3	5	13	12	81	820	1,013	74	12	62	7
10月～12月	27	49	34	17	3	0	10	6	74	74	101	63	18	45	11
1月～3月	18	29	34	21	6	4	9	4	67	59	88	66	18	48	1
18年度	77	124	121	89	16	14	32	26	246	254	103	172	39	133	74
4月～6月	18	30	45	37	6	2	12	6	81	76	94	75	13	62	6
7月～9月	12	15	44	30	5	3	7	3	68	52	76	54	15	39	14
10月～12月	27	45	13	9	4	2	8	8	52	65	126	27	6	21	25
1月～3月	20	34	19	11	1	6	5	7	45	59	132	16	5	11	29
計	479	2,102	731	1,103	101	215	214	283	1,525	3,705	242	1,400	302	1,098	125
構成比	31.4%	56.8%	47.9%	29.8%	6.6%	5.8%	14.0%	7.7%	100.0%	100.0%		100.0%	21.6%	78.4%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成19年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済 補償	補償しない	調査・ 検討中等
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	46	34	12	3
4月～6月	3	5	-	-	-	-	-	-	3	5	168	3	2	1	-
7月～9月	14	21	1	0	-	-	1	2	16	23	148	15	13	2	1
10月～12月	10	5	7	56	2	2	-	-	19	64	338	19	11	8	-
1月～3月	7	3	2	1	-	-	2	7	11	12	110	9	8	1	2
18年度	80	76	11	4	2	0	5	20	98	102	104	80	54	26	18
4月～6月	4	14	2	0	-	-	4	16	10	30	302	9	4	5	1
7月～9月	20	16	5	0	-	-	-	-	25	16	66	24	13	11	1
10月～12月	20	20	4	4	2	0	1	4	27	29	110	20	13	7	7
1月～3月	36	25	-	-	-	-	-	-	36	25	72	27	24	3	9
計	114	111	22	63	4	3	8	29	148	207	140	127	88	39	21
構成比	77.0%	53.8%	14.9%	30.4%	2.7%	1.5%	5.4%	14.3%	100.0%	100.0%		100.0%	69.3%	30.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成19年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成19年4月末)

本調査結果は各預金取扱金融機関の平成19年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
(注)三菱東京UFJ銀行については、調査時点において旧東京三菱及び旧UFJでのサービスを継続していることから、旧2行としてそれぞれ計上。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数	インターネットバンキング実施金融機関数	ATM設置台数	キャッシュカード発行枚数
主要行等	12	9	24,688	114,949
地銀	65	65	39,015	111,055
第二地銀	46	46	13,527	30,046
その他の銀行	9	15	12,347	4,695
信用金庫	287	280	19,565	49,492
信用組合	145	48	2,336	5,386
労働金庫	13	12	2,158	7,253
計	577	475	113,636	322,876
農漁協等	1,069	1,068	12,901	17,914
総計	1,646	1,543	126,537	340,790

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数	導入金融機関数				ICキャッシュカード対応ATM台数		ICキャッシュカード発行枚数	
		導入済み	導入予定	計	/	/	/		
主要行等	12	9	1	10	83.3%	14,643	59.3%	7,088	6.2%
地銀	65	45	16	61	93.8%	13,212	33.9%	1,953	1.8%
第二地銀	46	14	8	22	47.8%	2,740	20.3%	159	0.5%
その他の銀行	9	2	2	4	44.4%	12,239	99.1%	431	9.2%
信用金庫	287	51	76	127	44.3%	3,854	19.7%	258	0.5%
信用組合	145	9	13	22	15.2%	140	6.0%	23	0.4%
労働金庫	13	12	0	12	92.3%	586	27.2%	1	0.0%
計	577	142	116	258	44.7%	47,414	41.7%	9,913	3.1%
農漁協等	1,069	855	207	1,062	99.3%	6,725	52.1%	21	0.1%
総計	1,646	997	323	1,320	80.2%	54,139	42.8%	9,934	2.9%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード 発行金融 機関数	導入金融機関数				生体認証キャッシュカード 対応ATM台数		生体認証キャッシュ カード発行枚数	
		導入済み	導入予定	計	/	/	/		
主要行等	12	7	2	9	75.0%	9,537	38.6%	1,480	1.3%
地方銀行	65	28	20	48	73.8%	6,008	15.4%	489	0.4%
第二地方銀行	46	4	4	8	17.4%	556	4.1%	7	0.0%
その他の銀行	9	0	1	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%
信用金庫	287	19	33	52	18.1%	958	4.9%	51	0.1%
信用組合	145	4	6	10	6.9%	73	3.1%	21	0.4%
労働金庫	13	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	577	62	66	128	22.2%	17,132	15.1%	2,048	0.6%
農漁協等	1,069	136	34	170	15.9%	1,367	10.6%	3	0.0%
総計	1,646	198	100	298	18.1%	18,499	14.6%	2,051	0.6%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況)

業態	インターネット バンキング実 施金融機 関数	複数認証の導入 金融機関数		ワンタイムパスワードの導入金融機関数			
		/	/	パスワード生成機 方式		その他	
				/	/	/	/
主要行等	9	9	100.0%	1	11.1%	6	66.7%
地銀	65	65	100.0%	0	0.0%	27	41.5%
第二地銀	46	45	97.8%	0	0.0%	9	19.6%
その他の銀行	15	14	93.3%	4	26.7%	4	26.7%
信用金庫	280	280	100.0%	1	0.4%	184	65.7%
信用組合	48	45	93.8%	0	0.0%	0	0.0%
労働金庫	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	475	470	98.9%	6	1.3%	230	48.4%
農漁協等	1,068	1,068	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,543	1,538	99.7%	6	0.4%	230	14.9%

キャッシュカードの管理等に関する注意喚起について

不正に取得したり、偽造したキャッシュカードを用いて、現金自動預入支払機（ＡＴＭ）から預貯金が引き出される被害が発生しています。

偽造・盗難キャッシュカードの被害に遭わないための注意点

1．暗証番号管理について

他人に暗証番号を教えないこと。（警察官や銀行員を装って、電話で暗証番号を聞き出す例がありますので、注意して下さい。警察官や銀行員が暗証番号を聞くことは絶対にありません。）

ゴルフ場やサウナ等のロッカーの番号にキャッシュカードの暗証番号を使用しないこと。（実際にゴルフ場の貴重品ボックスからキャッシュカードを盗み取られ、カードの磁気データをコピーされ、預貯金が引き出された事件が発生しています。）

暗証番号をキャッシュカードに記載しないこと。また、可能な限り暗証番号のメモ（暗証番号を推測させる書類等）をキャッシュカードと一緒に保管又は携帯しないこと。

生年月日、自宅・勤務先の電話番号、住所又は車のナンバーなど他人に推察されやすい番号を暗証番号に使用しないこと。（偽造キャッシュカードを用いて預貯金が不正に引き出された被害を調査した結果、暗証番号の約4割は生年月日又は生年月日から推察可能な番号でした。）

ＡＴＭの操作中、覗き見されないように、周囲に不審者がいないかを確認すること。また、手で番号入力する部分を隠して入力するなど、背後から盗み見られないように注意すること。

関東地方や東海地方の金融機関の無人出張所のＡＴＭに、隠しカメラが設置され、暗証番号が盗撮されたとみられる事案が発生しており、ＡＴＭを利用する際は、不審な機械が設置されていないか注意すること。

なお、ＡＴＭを利用する際に不審な機器等に気づいたら、速やかに金融機関に連絡すること。

2．キャッシュカード管理について

キャッシュカードは携帯し、紛失していないかこまめに確認すること。特に、机の中やタンスの中などに放置しないこと。

他人にキャッシュカードを安易に渡さないこと。

盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下にキャッシュカードを置かないこと。（酒に酔って寝込んでいる間にキャッシュカードを盗まれたり、飲食店などで上着をハンガーにかけている間にキャッシュカードが盗まれた例もあります。これらの他にもひったくり、車上ねらい、住宅への侵入盗によりキャッシュカードが盗まれた例も少なくありません。）

（参考：住まいの防犯対策）

http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top_main.html。その他、防犯対策については、各都道府県警察のホームページ等で確認して下さい。

不必要に多くのキャッシュカードを保有しないこと。

長期間利用していない古いキャッシュカードは、安全性に問題がある場合があるので、取扱い金融機関に相談すること。

3．口座管理について

こまめに残高照会や記帳すること。(長期間、記帳しないと被害の発見が遅れることになります。)

不必要に多額の現金を普通口座に置かないこと。

総合口座には、キャッシュカードで定期預金残高の一定割合まで借りることができる機能が付いている場合があるので、不要なら、その旨を金融機関に申し出ること。

4．金融機関のサービスについて

ICキャッシュカード、引き出しの通知、パソコン・携帯電話からのATM出金取引の停止、利用限度額の変更、保険付キャッシュカード等のようなサービスを行っている金融機関もありますので、上手く活用して下さい。

もし、キャッシュカードがないことに気づいたら・・・

すぐに、取引している金融機関に届け出て下さい。空き巣や車上ねらいの被害に遭った場合で、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があるため、念のため金融機関に届け出て下さい。

キャッシュカードを盗まれたことに気がついた場合は、取引をしている金融機関に届け出るとともに、最寄りの警察署にも届け出て下さい。

インターネットバンキングにおける不正振込み等について

近年、フィッシング詐欺と呼ばれる行為やスパイウェアと呼ばれるプログラムによって個人情報等が盗み取られ、不正な振込がなされるという事例が発生しています。また、最近では、ファイル共有ソフトの利用により、IDやパスワードが予期せず第三者に知られてしまう事件も発生しております。こうした犯罪については、インターネットの利用者が主体的に対応しなければ、被害の予防や拡大防止はできません。

インターネットをご利用される皆様におかれましては、これを参考として、適切な対策を講じて頂くようお願いいたします。

被害に遭わないための注意点

1．ウイルス対策ソフトとオペレーティングシステム(OS)を必ず最新のものにする

新しいウイルスが頻繁に登場しますので、ウイルス対策ソフトとOSをアップデートし常に最新の状態にするとともに、ウイルス対策ソフトを停止しないよう、心がけてください。

2. メールはひとまず疑ってみる

企業から一方的に送られてくる「重要なお知らせ」などの電子メールを安易に開くのは危険です。心当たりのないものは不用意に開かない(プレビュー表示もしない)習慣をつけてください。

返答や個人情報の入力を求めるようなメールには安易に応答しないようにしましょう。利用している銀行やカード会社のお客窓口を日頃から確認しておき、怪しいメールが来たときにはすぐに問い合わせることも一案です。

特に「添付ファイル」は極めて危険です。ウイルスや、スパイウェアである可能性もありますので、信用できる相手から送られたもの以外は、絶対に開かないようにしましょう。

3. 怪しいサイトには近づかない

スパイウェアの多くは「サイトを見るだけ」でインストールされます。怪しいサイトには近づかないようにしましょう。特にウイルス対策ソフトを停止してから閲覧するように要求するサイト(「ウイルス対策ソフトを停止しないと正常に表示されません」等を表示しているサイト)は絶対に見てはいけません。

4. 不審なCD-ROM等を使わない

金融機関を装ってスパイウェアが記録されたCD-ROMを直接送り付けるという事例が発生しています。CD-ROMに限らずその他の記録媒体を利用するという可能性もあります。CD-ROM等が送り付けられた場合は安易に使用せず、まず金融機関に確認しましょう。また、CD-ROM等に記載された電話番号は偽の窓口の可能性もありますので、別な方法で金融機関の連絡先を確認しましょう。

5. パソコン内に重要情報を保存しない

ファイル共有ソフトの利用者において、パソコン内に保存した公開するつもりのないインターネットバンキングのIDやパスワード等がインターネットに流出してしまい、預金等が不正に払戻される被害が発生しております。こうした意図せざる情報流出防止のための最も効果的な措置は、パソコン内にIDやパスワード等の重要情報を保存しないことです。

フィッシングについて

「フィッシング (Phishing)」とは、金融機関(銀行やクレジットカード会社)などを装った電子メール(このメールを「フィッシングメール」と言います。下記参照)を送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為です。電子メールのリンクから偽サイトに誘導し、そこで個人情報を入力させる手口が一般的に使われています。これにより、口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等が行われるおそれがあります。既に大きな被害が発生している米国では、年間で約7,300万人が平均50件以上のフィ

ッシングメールを受け取り、その被害額は約9億3千万ドル(約1,000億円)に達しています(米国ガートナー社調べ)。また、日本国内でも既にインターネットバンキングのIDやパスワード、クレジットカードのカード番号を盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。

【フィッシングメール等の例】

のようにサービスの提供者を装ったサイトに誘導するフィッシングメールの他、 のように真正なサイトに誘導しパスワードを変更させるものもあります。

サービスの提供者を装ったサイトでIDとパスワードを入力させるもの

一見 サービスのサイトへのリンクのようですが、クリックすると サービスを装った偽のサイトが表示されます。

サービスの提供者の本来のサイトでパスワードを変更させるもの

このケースでは、クリックすると本来の サービスのサイトが表示されます。

ここでパスワードをメールの指示通り「*****」に変更してしまうと、パスワードが「第三者も知っているもの」になってしまいます。

(資料)

このお知らせは サービスをご利用のお客様に発送しています。この度、 サービスのセキュリティの向上に伴いまして、オンライン上の本人確認が必要となります。この手続きを怠りますと今後のオンライン上での操作に支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

<https://www. .co.jp/login/index.htm>

このお知らせは サービスをご利用のお客様に発送しています。

この度、 サービスにおいては、セキュリティの向上のため、お客様にパスワードの変更をお願いしています。お客様の新しいパスワードは、*****となりますので、以下のパスワード変更のページよりパスワードの変更作業を行ってください。

<https://www. .co.jp/login/passchange.htm>

この手続きを怠りますとお客様が安全に サービスをご利用いただく上で支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

スパイウェアについて

いわゆる「スパイウェア」によって、日本国内では既にインターネットバンキングのIDやパスワードを盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。具体的な手口は、特定のプログラムを利用者のコンピュータにインストールすることにより、例えば、カード番号をはじめとした各種サービスの利用者ID、これに付随するパスワード等の情報を盗み取り、この情報をもとに口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等を行うものです。

このようなスパイウェアは、怪しいサイトやメールの閲覧、出所が明確でないプログラムのインストールにより、その利用者のパソコンにインストールされます。

【スパイウェアをインストールされる状況の例】

スパイウェアのインストールは、代表的なものとして のようにサイトを閲覧することでインストールされるものと、 のようにメールを閲覧することでインストールされるもの、 のようにインターネット上からファイルをダウンロードし実行する際にインストールされるものがあります。

サイトを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、サイトを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。そのため、

- 1 掲示板などに貼り付けてあるリンク先
- 2 検索エンジンで検索した結果のリンク先

のサイトが、悪意を持った者がスパイウェアをインストールさせるために作成したものであった場合、無闇にリンク先をクリックすることで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

メールを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、メールを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。特に、「メールを一覧表示させるときにメールの内容をプレビューする設定となっている」場合には、メールを選択するだけで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

ファイルをダウンロードすることでインストールされる例

出所が不明のゲーム、怪しいサイトを閲覧する際にWeb サイト側が「閲覧するために必要」としてインストールを要求してくるソフトウェアをダウンロードし、インストールする場合、利用者が本来期待する機能以外の機能を持つスパイウェアも同時にインストールされてしまう可能性があります。

ファイル共有ソフトについて

ファイル共有ソフトとは、インターネットを利用したP2P（Peer to Peer - ピア・トゥー・ピア）でファイルをやり取りするソフトウェアのことです。ユーザーは、インターネットに接続された自分のコンピュータに、ファイル共有ソフトを導入することで、他のユーザーとファイルをやり取りすることができるようになります。

ファイル共有ソフトは、自動的にファイルを送受信する仕組みであるため、ウイルスの感染によって、公開するつもりのないファイルがインターネットに流れてしまったりといったトラブルが数多く発生しています。

【参考】

（警察庁 サイバー犯罪対策）

<http://www.npa.go.jp/cyber/>

（警察庁 セキュリティポータルサイト@police）

<http://www.cyberpolice.go.jp/>

(警察庁 インターネット安全・安心相談)

<http://www.cybersafety.go.jp/>

(総務省 国民のための情報セキュリティサイト)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm

(総務省 電気通信消費者情報コーナー)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html

(経済産業省 セキュリティ政策室)

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>

(内閣官房情報セキュリティセンター (ファイル共有ソフトに係る注意喚起))

http://www.nisc.go.jp/press/inf_msrk.html

(情報処理推進機構セキュリティセンター (スパイウェアに係る注意喚起))

http://www.ipa.go.jp/security/topics/170720_spyware.html

(フィッシング対策協議会)

<http://www.antiphishing.jp/>